

啓発資料1086

オーストラリア移住の案内

昭和39年1月

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

国際協力事業団	
受入 月日 '84 3 16	20/
	23.4
登録No. 10093	ESD

は し が き

近年、日本とオーストラリアの経済関係はますます緊密の度を加え、相互貿易も活潑に行われるようになりました。

オーストラリアは、多くの移住者を海外から受け入れており、昨今オーストラリア移住について相談にくる者の数も急増しております。又、移住者も毎年ゆるやかながら、増加してまいりました。

この小冊子「オーストラリア移住の案内」はオーストラリア移住についての手続き、生活、オーストラリアの歴史、一般事情などについてわかり易く解説したもので、オーストラリア移住を志す皆様のお役に立てば幸いです。

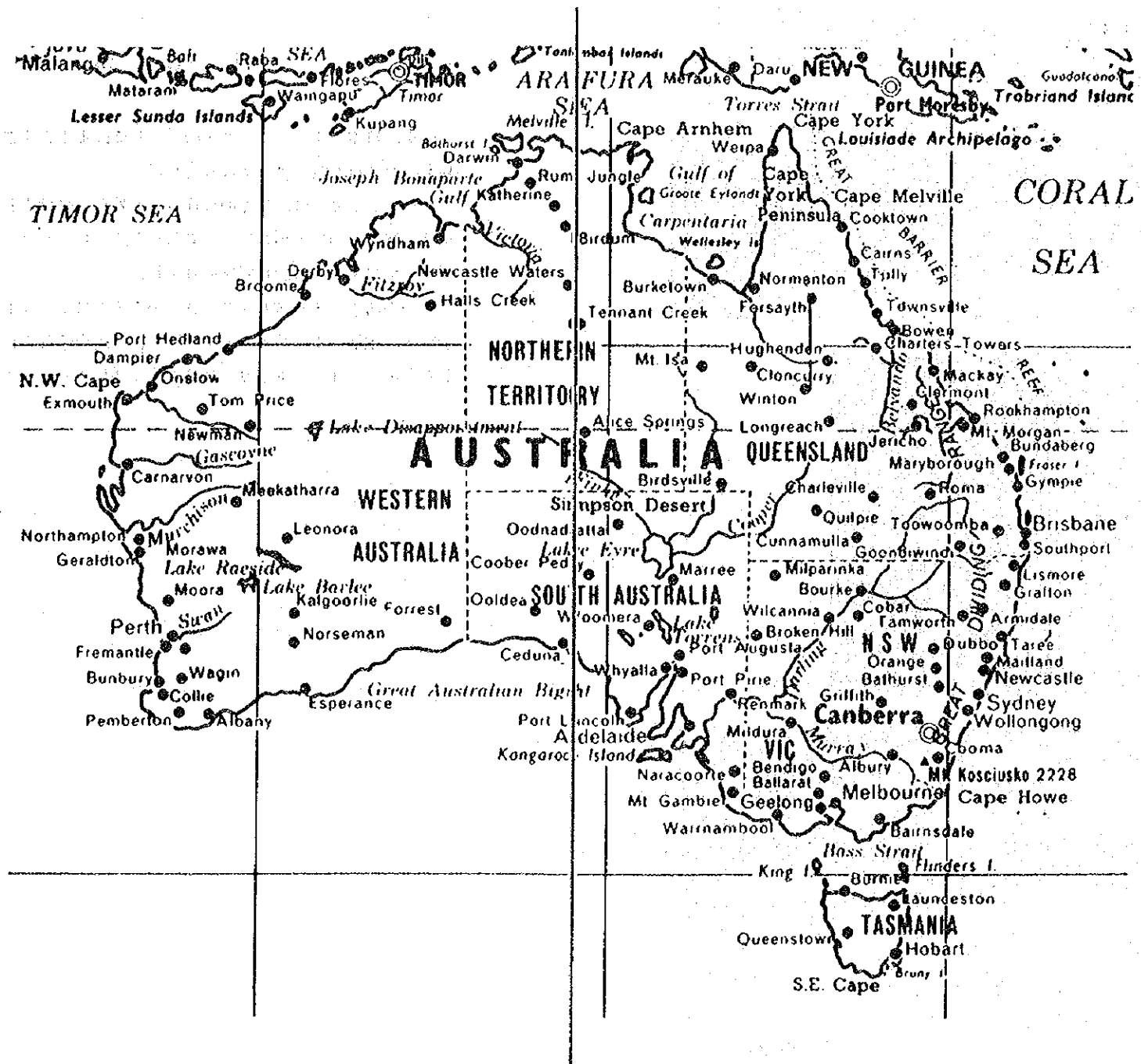
昭和59年1月

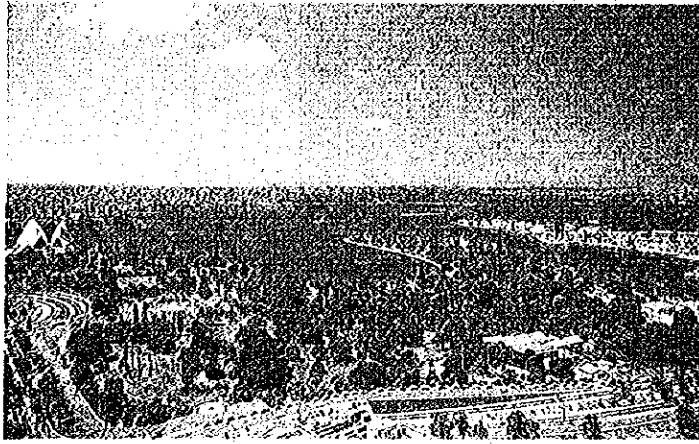
移住事業部

JICA LIBRARY

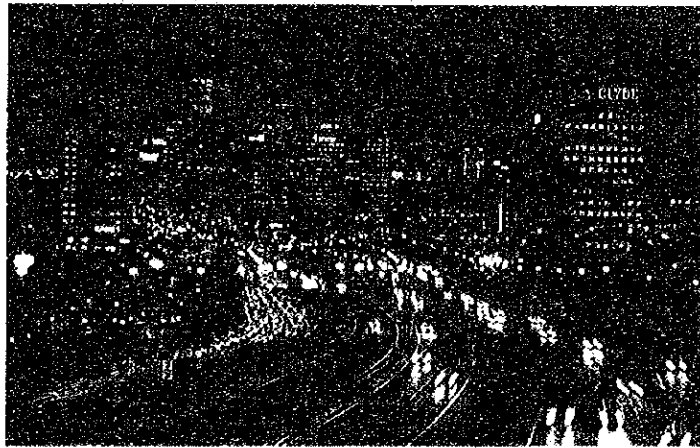


1042712[8]





◀ シドニー港

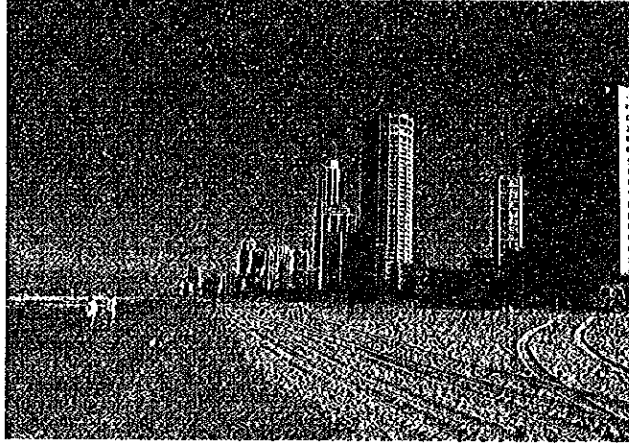


シドニー夜景 ▶



◀ シドニー海岸

ゴールドコースト▶



◀ブリスベン市郊外の
新興住宅地

ブリスベン近郊の▶
牧場



目 次

第1部 オーストラリア一般事情	1
1. 国土と国民	1
2. 歴史	3
3. 政治	3
4. 経済	5
5. 日本との関係	6
6. 各州事情	9
第2部 オーストラリア移住のあらまし	13
1. 移住者の国	13
2. 複合文化主義	15
3. 受入政策	16
4. 受入内訳	17
5. 受入行政	19
6. 移住者の種類と資格	20
7. 移住者審査基準	22
第3部 移住手続手順とオーストラリア到着	25
1. 手続手順	25
2. トレーニングコース案内	29
3. 出発前の準備	30
4. 現地到着	31
5. 当座の生活準備	34
6. 初期の生活情報	35
第4部 オーストラリアの生活	37
1. 日常生活の輪郭	37
2. 就職	39
3. 労働事情と賃金	43
4. 技能資格	47
5. 教育と訓練	50
6. 住宅事情	55
7. 買物と物価	66
8. 自動車	68
9. 銀行等の利用	70
10. 官公庁への諸手続	73
11. 税金	74
12. 医療制度	76
(参 考)	79
1. 連邦政府組織図	79
2. 祝 祭 日	81
3. 移住者関係連絡先	84
4. 物価一覧表	85
5. 履歴書の書き方	88
6. 国際協力事業団 国内機関一覧	97

第1部 オーストラリア一般事情

1. 国土と国民

オーストラリアは、日本の南約5,600 kmに位する南半球の「島大陸」で、西はインド洋、東は南太平洋の珊瑚海とタスマン海に面し、国土の40%近くが熱帯に属します。雨量は全体的に少なく、特に大陸の内部は極端に少なくなっているのが特色です。地形は東海岸に沿って海拔千数百メートルの大分水嶺が走っているほかはきわめて平坦な地形になっています。

オーストラリアの総面積は、768万6420平方キロで、アラスカとハワイを除くアメリカ合衆国とほぼ等しく、日本の約20倍の面積をもっています。

人口は、約1,540万人（83年6月推定）で、人口密度は一平方キロに2人にすぎません。人口のおよそ3分の2は、島大陸東南部の海岸沿いの地帯に居住しており、国の社会・経済の中心を形づくっています。従ってこれ以外の地域の人口はいたって稀薄で、その大多数も各州都の近辺に集中しています。

国民は、十数万人の原住民（アボリジン）を除けば、英国・ヨーロッパ・アジアその他世界各国から渡来した移住者とその子孫によって構成されています。

日本の終戦時の1945年以来、38年間で、豪州の人口は倍増しましたが、これにはこの間の移住者導入が大きく影響しています。（表1-1）

生活様式は、国民の大半を占める西ヨーロッパの人たちの生活様式を反映したものです。多くのオーストラリア人の生活水準は比較的高く住宅の67%は住んでいる人の持家か、現在分割払いで取得中のものです。

宗教は英国教会とカトリック信者が、人口のそれぞれ26%程度を占めて、主流をなしていますが、その他にも種々の宗教がひろがっており、また10人に1人は無宗教です。（表1-2）

気温や雨量も、広大な国土故、地域によって様々ですが、人口の3分の2が分布している東南部は、比較的気候温暖です。（表1-3）

表1-1 人口と増加率 単位 千人

年	人口	増加率		
		自然増加率	移住者増加率	計
1971	13,070.0	1.29	0.81	2.11
1972	13,283.9	1.19	0.43	1.64
1973	13,490.6	1.03	0.51	1.56
1974	13,709.5	0.96	0.65	1.62
1975	13,849.3	0.90	0.10	1.02
1976	13,991.2	0.83	0.18	1.02
1977	14,163.5	0.84	0.39	1.23
1978	14,339.9	0.82	0.36	1.18
1979	14,516.5	0.81	0.41	1.22
1980	14,726.8	0.80	0.64	1.45

(資料：1982年オーストラリアイヤーブック)

表1-2 宗教の割合 単位%

英国教会	26.1	
CATHOLIC	26.0	
その他のキリスト教宗派	24.3	
仏教・回教・ヘブライ教等	1.4	
無宗教	10.8	
無回答等	11.4	
計	100.0	81年6月末国勢調査

表1-3 各州都の気候

州都	1日当り 平均日照 時間	平均年間 降雨量 (ミリメートル)	平均降雨 日数*	最も暑い月にお ける平均気温 (摂氏)	最も寒い月にお ける平均気温 (摂氏)
アデレード	6.9	531	120	29.6	7.3
ブリスベン	7.5	1,157	123	29.4	9.4
キャンベラ	7.2	639	110	27.6	-0.3
ダーウィン	8.5	1,536	97	33.8	19.6
ホバート	5.9	633	162	21.5	4.4
メルボルン	5.7	661	143	25.8	5.7
パース	7.9	879	120	29.9	9.0
シドニー	6.7	1,215	148	25.7	7.8

*降雨日は降雨量が0.25ミリ、またはそれ以上あった日をさす。

(資料：1980年オーストラリアイヤーブック)

2. 歴 史

オーストラリアは1600年頃スペインやオランダの航海者によりその存在は知られていました。

英国人では1699年ほじめてダンプピアという人が上陸しましたが、西海岸であったためほとんど興味を示しませんでした。肥沃な東海岸を発見したのは有名な英国海軍のキャプテン・クックで、1770年のことです。この発見はアメリカの独立戦争の結果囚人の送り先を失った英国にとって大きな興味をひき起しました。

そして1788年1月囚人を中心とした約1,500人の英国人が8ヶ月かかって現在のシドニーの近くに到着しました。

その後奥地奥地へと開発が進み羊の導入も行なわれ、移住により人口も増加し1820年の3.4万人から1850年には40.5万人となりました。

1840年囚人の流刑は打ち切られました。1851年、金が発見されるといわれるゴールド・ラッシュとなり世界各国から大勢の移住者がオーストラリアへ殺到し1860年には115万人の人口となりました。

そして1901年オーストラリア連邦の誕生が宣言され、1927年にキャンベラに首都が移されました。

オーストラリアは連邦が誕生してから僅か80年、発見されてからも200年少々しか経っていない極めて若い国家といえましょう。

オーストラリアとは「南の国」を意味します。

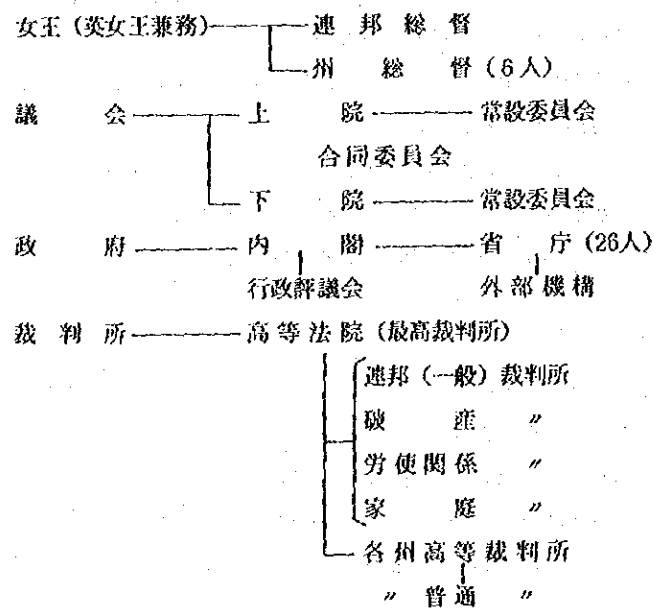
3. 政 治

オーストラリアの政治制度と政治慣習は、西欧型自由民主主義の伝統に基づくもので、英国と米国の経験を反映したものです。外交、国防、移住および貿易などの国家利益に関する事柄はオーストラリア議会（立法府）とオーストラリア政府の責任です。6つの州政府と州議会は、それぞれの州内でオーストラリア政府の活動を補足し教育、産業開発および環境問題などの権限

を有し、それぞれの責任を果たしています。オーストラリアは歴史的に最初に「州」が成立し、その後に「連邦」が結成されただけに、州の連邦に対する独自性は今なお強いものがあります。連邦には上下両院からなる連邦議会があり、上院は各州から10名ずつの議員と連邦直轄地から2名ずつの議員からなり、任期は6年、3年ごとに半数が改選されます。また、下院は議員数125名で、その数は上院議員の2倍にできるだけ近い数とされています。任期は3年です。主要政党は、自由党、国民地方党および労働党です。

83年3月の連邦議会総選挙によって、それ以前の自由・国民両党連立政権に代わり、新たにホーク氏を首班とする労働党政府が発足しました。英連邦系国家の特色として、三権分立の構造の上に英女王を代理とする連邦総督が、憲法上の元首として国の重要権限を掌握している形になっていますが、実際はすべて内閣や国会の助言通りに、国政が進められています。

略 図



4. 経 済

オーストラリアは歴史的に農業国として発達してきましたが、1960年代国内各地に鉄鉱石、石炭、ボーキサイトなど各種の鉱物資源が発見されるに伴い、近年は世界有数の資源国として脚光を浴びています。主要産業は、羊毛、小麦、砂糖、食肉、酪農製品などの農牧畜産業、鉄鋼、自動車、食品加工などの製造業および鉱業の3つに大別されます。

一方、主要貿易相手国は、従来英国が第1位を占めていましたが、1970/71年度以降は輸出面において日本がオーストラリアの最大の貿易相手国になりました。次いで、アメリカおよび英国の順になっています。主要輸出産品は、農畜産品および鉱物資源などの一次産品で、主要輸入品は機械および工業製品です。

国内経済はオイルショック以後、年率平均2.5%の割合で成長して来ましたが、82/83年度(注)には、世界不況の波が豪州にも押寄せ、2%減と数十年ぶりのマイナス成長を記録しました。

注 82/83年度。豪州風の年度表示で、82年7月より83年6月までの1年間を指す。
以下同じ

しかし、潜在力に富む国ですから、世界経済の回復基調に伴い、今年度(83/84年度)に入り早くも景気反滞の兆候を示し始めましたので、事態は徐々に回復するとおもわれます。主要経済指標の前年度実績と、今年度の政府見通しを対比すると次の通りです。

単位：パーセント

	経済成長率	物価上昇率	賃金上昇率
82/83 実績	-2.0	11.5	11.25
83/84 見込	3.0	7.5	7.0

83/84年度の見通しは、連邦政府予算案の前提条件として、83年8月に公表されたものです。

なお、失業率は、83年4月～7月の4カ月間変わらず、10.3%（季節調整済み）と横ばいで推移しています。

5. 日本との関係

戦後の日豪関係は、1957年に締結された日豪通商協定を軸とした経済関係を中心に発展してきました。特に貿易面では両国の経済構造が相互補完的であるため、貿易額は順調に拡大し、81/82年度では往復約99億豪ドル（対日輸出54億、同輸入45億）にも増大しました。

貿易内訳は、わが国がオーストラリアから鉄鉱石、石炭など鉱物資源および羊毛、食肉、小麦、砂糖など農畜産品を輸入し、オーストラリアへは輸送機械および電気機械などを輸出しています。加えてオーストラリアはわが国が必要とする石炭、天然ガスおよびウランなどのエネルギー資源を豊富に埋蔵しているので、両国間の貿易は今後ともますます増大していくものと予想されます。

81/82年現在で、豪州からの輸出先として、日本が第1位、輸入先として米国に次ぎ第2位の地位にあります。豪州経済にとって、日本は、なくてはならない存在となりましたが、日本経済にとっても豪州は重要な役割を果たしています。

両国は1976年「日豪友好協力基本条約」を締結しましたが、この条約は、両国関係を単に経済分野のみならず、政治、社会、文化およびスポーツの分野にもまたがる幅広い基盤の上に築くことを意図したものであります。また、最近日豪関係の新しい展開としては、両国とも単に2ヶ国間の問題のみならず、世界経済の健全な発展および南北問題の解決など世界的な規模の問題についても共通の認識の下に、相互に協力しあうようになったことです。したがって、日豪関係は、今後この面からますます強化・拡大されていくことが大いに期待されています。

なお、豪州と日本との間に結ばれている二国間協定は、上記の“通商協定”と“友好協力基本条約”以外に次の分野に及んでいます。

航空 (56年)、漁業 (68年)、査証 (69年)、租税 (70年)、原子力平和利用 (72年)、文化 (76年)、200海里漁業 (79年)、科学技術協力 (80年)、渡り鳥等保護 (81年)。()内は、締結または発効年。

表1-4 豪州の貿易 単位百万豪ドル

年度	輸出	輸入
79 / 80	18,871	16,218
80 / 81	19,177	18,965
81 / 82	19,581	23,013

81/82年度 貿易の国別シェア 単位パーセント

貿易相手国	日	米	EEC 計 ()内は英国のみ	ASEAN 計	NZ
輸出	27.3	11.0	12.0 (3.7)	8.7	5.3
輸入	19.7	22.8	20.9 (7.2)	6.6	3.2

(資料：1983年オーストラリアイヤーブック)

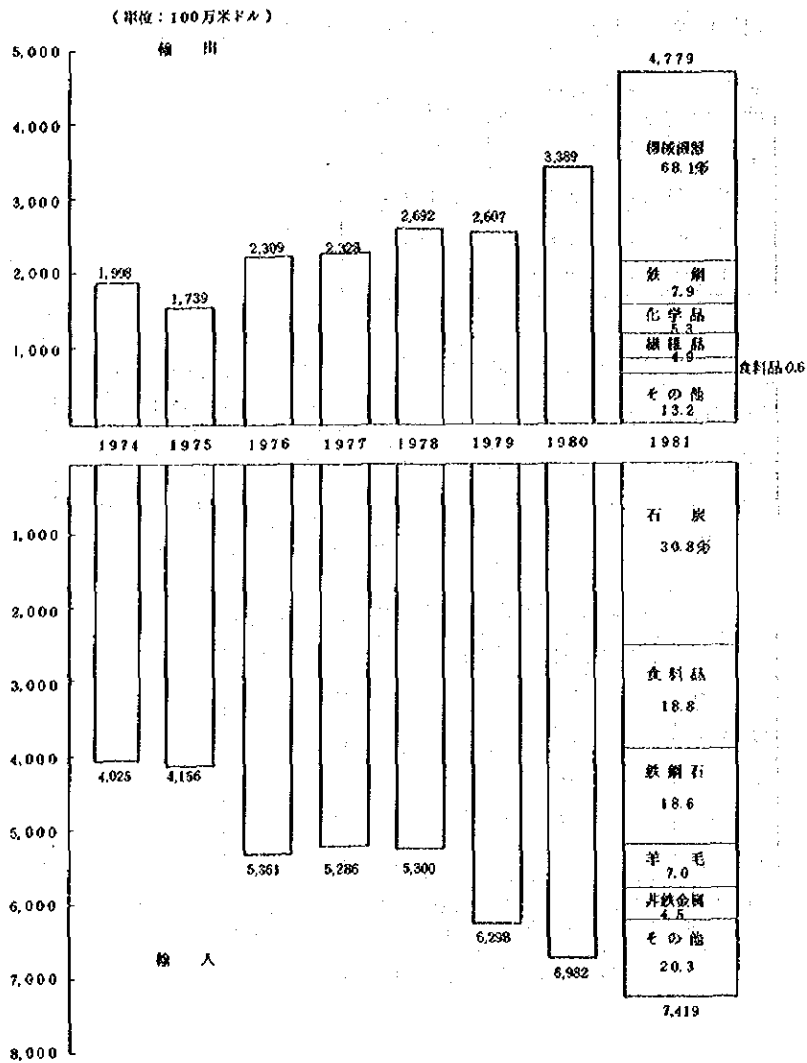
日豪間 品目別貿易依存度 (1980年)

	豪州の対日輸出依存度	日本の対豪輸入依存度
石 炭	67.1 %	41.5 %
鉄 鉱 石	72.1	44.9
羊 毛	31.9	76.4
砂 糖	37.4	34.0
食 肉	11.2	76.2

注：以上のほか、日本の対豪輸入依存度の高い品目は、ボーキサイト69.7、羊肉59.0、絹47.8、チーズ35.2、小麦20.2等(いずれもパーセント)である。

(資料：外務省大洋州課「目で見る日豪関係」)

日本の対オーストラリア貿易の推移と品目別構成



(資料：通商白書)

6. 各州事情

表1-5 各州概要

州	摘要	面積 (千平方キロ)	人口 (千人)	州都
ニュー・サウス・ウェールズ		801.6	5,305.4	シドニー
ビクトリア		227.6	3,994.9	メルボルン
クィーンズランド		2,196.4	2,421.1	ブリスベン
南 豪 州		1,294.3	1,331.4	アデレード
西 豪 州		2,525.5	1,333.8	パース
タスマニア		67.8	430.2	ホバート
首都地域と北部準州		573.2	357.9	首都キャンベラ 北部準州・ダーウィン
計		7,686.4	1,517.4	

注：人口数は、82年6月末現在推定。（資料：1983年オーストラリアイヤーズブック）

(1) オーストラリア首府特別地域 オーストラリア連邦は、1901年6州の連合によって結成されましたが、1909年ニュー・サウス・ウェールズ州は、2,331平方キロの土地を連邦首都用地として、連邦に割譲し、1927年首都が誕生しました。

キャンベラは海拔約600メートルの高地にあり、平均年間降雨量は626ミリであります。

(2) ニュー・サウス・ウェールズ オーストラリアの6州のうち、ニュー・サウス・ウェールズ州は、最も古く、最も人口も多く、最も工業化の進んだ州で、州の面積は80万1,600平方キロ、人口は530万人です。

シドニーは州の首府で、州最大の都市であります。また1788年にオーストラリアにおける最初の欧州人の居留地が開かれた跡でもあります。シドニーは世界でも指折りの美しい港のまわりに発達した都会で、その人口は約329万人に達します。オーストラリア最大の海港であるとともに、重要な国際空港でもあります。また、多くの産業によって、シドニーはオー

ストラリア第一の商業の中心にもなりました。

シドニーの北方160キロには、オーストラリア最大の石炭、鋼鉄の中心地ニュー・キャッスルがあり、その人口は約40万です。

また、シドニーの南方80キロには人口約23万のウオロンゴンがあり、ここも石炭、鋼鉄の中心地となっています。

シドニー西方約400キロの小麦と羊毛の中心地パークスには、巨大な電波望遠鏡がそびえ立ち、直径64メートルの皿状アンテナによって、何千万キロの宇宙のかなたまで探ることができます。

ニュー・サウス・ウェールズ州は、多くの資源に恵まれ、その主なものとしては、黒炭、銀、鉛、木材、漁業、羊毛、小麦などがあげられます。この州は重工業の面でも、全オーストラリアをリードしており、工業生産の40%以上を産出しています。

- (3) ビクトリア オーストラリア本土の東南端に位置するビクトリア州は本土の州の中でいちばん小さく、面積は22万7,600平方キロで、人口はニュー・サウス・ウェールズ州に次いで、第二位の399万人です。北にはオーストラリア最大のマリー河がビクトリア州とニュー・サウス・ウェールズ州の州境を形成しています。

東部ビクトリアにあるギップスランドには、膨大な量のかつ炭が埋蔵されており、発電やガスに利用されています。この州は、小麦、羊毛、バター、牛乳、果実などの一次生産物があります。また、繊維工業、自動車工業の中心もこの州にあり、石油精製ならびに石油化学工業も、かなり発達しております。州第二の都会のジロングは、人口約14万で重要な港であるとともに、製造産業の中心地でもあります。1855年に開かれた州都のメルボルンは今や270万の大都市で、ヤラ河に臨み、経済、商業の重要な中心地であります。メルボルンの平均年間降雨量は657ミリです。メルボルンは重要な海港であるとともに、国際空港の所在地でもあります。

- (4) クィーンズランド 面積において第二位のクィーンズランド州は、オーストラリア本土の東北部を占め、その219万6,400平方キロの土地の半

分以上は熱帯圏に属します。5,150キロに達する海岸線には、オーストラリアで最も美しい砂浜がいくつも散在しております。

州都はブリスベーンで、人口は約109万人で、州の総人口242万人の約45%に相当します。クィーンズランド州は、主として農業州ですが、鉱業や第二次産業も、日々に重要性を増しております。

オーストラリアの牛肉の大部分と砂糖のほとんどは、このクィーンズランド州から産出されます。また、この州は、世界最良の鉱物資源に恵まれたたとえばマウント・アイザの銅、鉛、亜鉛、ウエイバのボーキサイド、メリー・キャサリンのウラニウムなどがあげられます。グラッドストンには大きなアルミナ精製工場があり、モウラなどの炭田から産出する黒炭も、主要輸出品の一つであります。

(5) 南オーストラリア オーストラリアの中央部の南半分を占める南オーストラリア州では、年間降雨量が380ミリをこえるのは、その総面積129万4,300平方キロのうち、わずかに8万5,000平方キロの地域にすぎません。

州最大の都市は、州都のアデレードで、その人口は州の総人口、133万人の70%を占めています。アデレードは広大で、整然としており、周囲はいくつかの公園緑地帯で囲まれています。ここは南オーストラリア州の首府でもあります。この州は、小麦、羊、国際的に知られた数多くのブドウ酒を生産しています。工業面でも近年一大躍進を遂げ、いまや5万トン級以上の船を造っている大規模な造船業をはじめ、精油所、自動車工場、さらにオーストラリアで使用される電気冷蔵庫、電気洗濯機の半数以上を生産している工場があります。

(6) 西オーストラリア オーストラリア本土の約3分の1を占める西オーストラリア州は、オーストラリア最大の州で、その面積は252万5,500平方キロに達し、その人口は133万人です。この州は極端な対照を示しています。つまり、水に恵まれた南西部では木材用の森林がおい茂り、中部は豊かな小麦地帯となっています。さらに北方は放牧地、東部は砂漠であり

ます。

パースは、雄大なスワン河畔にある人口約92万の都市で、フリマントル港から数キロ上流にあります。

西オーストラリア州は、オーストラリア各州のうちで、いちばん野生の草花がふんだんにはえているところでもあります。

- (7) タスマニア　タスマニア島は、オーストラリア最小の州で、面積6万7,800平方キロ、本土から南東へ約240キロの位置にあります。人口は約43万人です。

州都のホバートの人口は約17万人で、ウエリントン山のふもとのダーwenton河畔に横たわっております。

タスマニア州はオーストラリア唯一の水の豊富な州であります。そのため豊かな植物や風景の美しさがみられます。水の豊富なことから河川も多く、水力発電に利用されています。

タスマニア州はまた、「リンゴ島」とよばれ、オーストラリア最大のリンゴや野菜類の輸出元であり、バター、鉱産物、木材なども多量に産出します。タスマニア州は、オーストラリア第二の銅山を有し、オーストラリア最大の錫とタングステンの供給源でもあります。

- (8) 北部特別地域　この特別地域の134万7,519平方キロの大部分は砂漠です。人口はおよそ13万人、そのうち2万5,000人は原住民で、オーストラリア全原住民の4分の1がこの特別地域に住んでおります。

この地域の大部分は熱帯圏に属し、雨季と乾燥季がはっきり区別されるモンスーン性の気候で、雨季は10月に始まり、翌年の4月に終わります。

この特別地域は地下資源に恵まれ、多くの金、銅、ウラニウムを産出します。またアーネムランド地域には、大量のボーキサイトとマンガン鉱が埋蔵されています。

第2部 オーストラリア移住のあらまし



▲ 移民省

1. 移住者の国

僅か200年足らずの間に海外から移住して来た人々とその子孫によって国が形成され、今もなお多くの移住者を迎え入れているのですから、豪州国民が多様民族化して行くのは、自然の成行きといえます。

5年ぶりに実施された最近の国勢調査（1981年6月30日現在）の結果によると、調査人口14,576千人のうち20人に4人（20.6%）は外国で生まれた人すなわち豪州に移住して来た本人でした。（表2-1参照）

また、さらに20人に5人（24.9%）は豪州生まれであっても、両親または片親が外国生まれ、つまり移住者が豪州でもうけた子弟です。（表2-2参照）

両方を合計（45.5%）すると、20人のうち9人すなわち国民の半数近くが本人または豪州に住む親が外国生まれであるわけです。

これに兄弟の出生国調査が付加できればこのような状況は、一層の拡がりを示すでしょう。

また、調査人口のうち約10人に1人（9.7％）は、外国籍のままで、永住権に基づき豪州に住みついています。さらに別の10人に1人（10.5％）は、豪州国籍は持っているが外国生まれの人、すなわち移住後豪州に帰化した人々です。（表2-3参照）（国籍と永住権の相違はP参照）

表2-1 国民の出生地

出生地域	人数 (千人)	割合 (%)
1. 豪州	11,394	78.2
2. 外国計	3,003	20.6
内訳		
英国	1,133	7.8
英国以外の欧州	1,100	7.5
アジア	372	2.5
南北米	96	0.7
アフリカ・中近東	90	0.6
大洋州	213	1.5
3. 無回答等	179	1.2
国勢調査人口計	14,576	100.0

注 英国には、アイルランドも含む。

表2-2 豪州出生者本人の父母の出生地

父母別	回答人口 (千人)	内 訳			
		豪州で出生	外国で出生	無回答	計
父母同一	9,511	88.4 ②	10.1 ② ※1 (960千人)	1.5 ②	100.0 ②
父と母で異なる	※2 1,883	父の場合	61.1	2.4	100.0
		母の場合	39.0	8.8	100.0
計	11,394				

注 本人が豪州生れであっても、両親共に外国生れの人口は※1。
父と母の国籍が異なる（豪州と外国または異った外国籍同士）場合※2。
2つの※の計が2,843千人となり、回答人口の24.9%を占める。

表2-3 国籍保有状況

国籍	人数(千人)	割合(%)
豪州(豪州生まれ)	11,394	78.2
“(外国生まれ)	1,537	10.5
英国	722	5.0
英国以外の英連邦諸国	239	1.6
それ以外の外国	452	3.1
無回答及び無国籍	232	1.6
計	14,576	100.0

注 英連邦諸国とは、カナダ、ニュージーランド、インド、サイプロス、マルタ等を指す。

1981年6月30日国勢調査

2. 複合文化主義

このような人口状況なので、当然国内には多数の民族系社会(ETHNIC SOCIETY)が存在し、各民族系団体が様々な活動を展開しています。選挙の時も、かなりの割合を占める民族系の票の行方には候補者も重大な関心を払っており、民族系固有の要望もこうした機会を通じて政治の場に汲み上げられて行きます。

豪州といえば「白豪主義の国」というレッテルが貼られた一時代もありましたが、いまやそれは単なる歴史上の一事までしかなかったことが、国内のこのような多民族状況からみても明らかです。

政府としては、各民族がそれぞれに持つ国民性・技術・文化等の長所を豪州に移植し、伸ばすことが国の発展充実に不可欠という主義(MULTICULTURALISM)を標榜し、その振興策を講じています。

今までの行きがかりから、多民族化の中にあっても、依然英国系市民が最大多数を占めており、社会は英国風の骨格を持っている現状にありますが、これからは英国風の仕組みに、他民族の持つ長所を注入して改良しつつ、豪州独自の社会・文化を形成して行こうという方向が、国策の長期展望の中に

据えられているわけです。

この方向を押し進める有力手段が、移住者の導入、定着促進そして複合文化主義の推進なのです。

3. 受入政策

83年3月に行なわれた連邦上下院同日選挙の結果、従来の自由党国民党連合政府に代わって、8年ぶりに労働党政権が発足しました。この労働党新政府は早速4月に、国内の経済界・労組・学界・言論界等を代表する著名人を100名以上集めて“国内サミット会議”を一週間にわたって開催し、豪州の当面する重要問題を討議した上、新政府のとらうとする基本政策について、各界からのコンセンサスを取付けました。

会議の終末に採択された“合意宣言書”の中には、当然移住関連問題も含まれており、要旨“今までもそうであったように、今後の豪州社会の発展充実を図るためには、移住者の持込む文化的長所を、有効に活用する諸施策を講ずることが不可欠である”旨、うたわれています。

豪州の移住者受入政策は、このような長期的展望を土台とし、短期的にはその時々国内経済動向、その他の事情との調整を図りつつ進められます。

82年以前の数年間は、豊かな資源の開発を軸とする各種の開発プロジェクトが目白押しに進められており、開発の規模を左右するのは資本よりも技能労働力であると指摘されるほどの状況であったので、産業界の強い要望のもとに移住者受入政策も、豪州で必要な技能力の持主の導入を第一優先としていました。

しかし、一転して83年は、豪州にとって何十年ぶりといわれる経済不況の時代に入りました。アメリカや日本を見舞った不景気風が数年おくれで豪州にも吹いて来、年初から失業率も10%を越しはじめたのです。政府もこのような経済事情の変化に合わせて、しばらくの間は技能労働力の受入を必要最少限にとどめ、代わりに外国にいる親族の豪州呼寄と、不幸な境遇にある難民の受入に重点をおくという、人道的見地を前面に打出すに至っています。

豪州に呼べる親族の範囲は兄弟姉妹まで広がったので、今多数の親族呼寄
手続がなされており、また難民も従来インドシナ半島、中近東、東欧（ポ
ーランド等）に加えて、83年からは中南米（エルサルバドル、チリー、ニカ
ラグア等）からも受入れられることになりました。

一方、国内の失業率は83年4月から7月までの4カ月間、連続して10.3%
（季節調整済み）と動きの変動がなく、他の経済指標にも好転の兆しが見え
始めたので、景気はすでに底を打ち、徐々に上向いて来るであろうとの観
測がしきりに流れて来るようになりました（83年8月現在）。景気が回復す
れば、再び技能労働力の導入拡大の動きが表面化してくるものとおもわれま
す。

4. 受入内訳

実際に豪州はどの位の数の移住者を、世界のどの地域から迎え入れ、この
移住者は日本の20倍もある国土のどの地域に散って行ったか、その実績を統
計の公表されている最近の3年間に亘って眺めてみます。年度のとり方は、
豪州年度というべき“81/82”のように表示されていますが、これは81年7
月1日から82年6月30日までの1年間を指します。（表2-4参照）

(1) 年間受入数 3年間増え続けて81/82年度にはピークの118.7千人に
達し、この年度の人口自然増加率とほぼ等しい移住者増加率（0.8%）を
記録しました。

しかし、82年後半よりしのび寄った経済不況の到来に起因し、移住大臣
は83年5月、今後の数年間は毎年の受入数を80千人～90千人（人口数の約
0.6%程度）の規模にとどめたいとの方針を国会で明らかにしました。

(2) 移住者の出身地域 この3年間英国（アイルランドも含む）からの移
住者が一番多く、また増加の一途をたどって来たのは、この時期に英国が
経済不況の底に沈んでいたことと、英国人に豪州の良さが見直されたこと
等の理由によると説明されています。

アジア地域からの移住者の割合は、この3年間以前からも、概ね20%台

の水準を保っています。

移住者の出身国を詳しく分けると100カ国前後になるので、そのうち、81/82年度の上位10カ国だけを別表に記載しました。その10カ国の中のマレーシアやタイはベトナム難民、欧州のオーストリアはポーランドからの難民等が一時居住した上豪州に移住して来たので、これらの国に計上されたものです。

表2-4 移住者受入内訳

摘要	年度		
	79/80	80/81	81/82
受 入 総 数	81,271 人	111,190 人	118,700 人
地 域 別			
英国・アイルランド	20.2 %	28.4 %	32.8 %
ヨーロッパ(除英・ア)	17.1	18.4	21.0
ア ジ ア	28.5	22.4	22.4
大 洋 州	20.7	20.1	12.9
そ の 他	13.5	10.7	10.9
定 着 州 別			
N・S・W		38.0 %	37.1 %
ビクトリア		24.0	23.7
クィーンズランド		15.2	14.1
南 豪 州		6.3	6.7
西 豪 州		13.3	15.4
そ の 他		3.2	3.0

国別ベストテン 81/82年度

1	英 国	37,740 人	(1, 1)
2	N Z	13,046	(2, 2)
3	マレーシア	7,826	(3, 3)
4	オーストリア	4,899	(5, 8)
5	タ イ	4,840	(4, 6)
6	ド イ ツ	4,025	(10, 13)
7	フィリピン	3,772	(7, 9)
8	南ア連邦	3,518	(6, 5)
9	オランダ	2,556	(12, 14)
10	インドネシア	2,424	(8, 4)

()内は、前年度と
前々年度の順位

また、日本からの移住者数は、下記の通り少数です。これは日本国内にオーストラリア移住の実情が十分に知れ渡っていないこと、現在の生活に安住してあえて異郷で異質の生活を構築する動機に乏しいこと等の事由によるものと推察されます。しかし、今まで移住して来た人は、十分な教育を受け、安定した職場で技術の練磨を重ねた、30歳～40歳台の技術移住者（家族同伴）が多数を占めています。

日本からの移住者数

年 度	居住ベース	国籍ベース
79～80	129	100
80～81	512	226
81～82	305	175

注 国籍ベースとは日本国籍を持つ人。これと居住ベースとの差は日本に居住していた在日外国籍者（ベトナム難民を含む）の豪州移住を指します。

(3) 移住者の定着先州 豪州第一の都会シドニーを州都とし、人口や経済力が最も強いニュー・サウス・ウェールズ州に移住者の37～38%が居を構えています。これに次いでメルボルンを州都とするビクトリア州に赴く移住者数が多いのも、州の実力から言って順当です。3・4番目のクィーンズランド州と西豪州は、豪州の中でも最も資源埋蔵量が豊富で、今後の開発・発展の潜在可能性が最も高い州です。

5. 受入行政

以上のような政策を受けて、実際に移住者受入や定着援護の業務を担当している役所は、移住省（正確には移住・民族問題省）です。

移住者はキャンベラにある本省を中核として、世界46カ国の豪州在外公館内に155名の移民官（82年6月末現在。ローカルスタッフは別）を配置しており、この移民官が豪州永住申請の審査等の実務に当たっています。また、国内主要都市におかれている移民局が、親族呼寄せ申請書の審査や移住者の定着援護の作業を行なっています。

なお、この官庁は、移住者そのもののほかに、外国の外交官・留学生・ビ

ビジネスマン・ワーキングホリデイ青年から観光旅行者にいたるまで、豪州に出入国する者一切（一般豪州人を含む）の出入国管理も所管しています。

6. 移住者の種類と資格

現行制度では、受入れる移住者の種類を次の五つに分けており、種類毎に受入審査法を変えております。

(1) 家族移住 — FAMILY MIGRATION

配偶者、未婚の子弟から、兄弟、許婚者にいたるまで、親族関係の遠近に応じて三段階に小分類し、呼寄可能な親族の範囲が、細かく規定されています。

(2) 技能労働力及び自営（経営）移住 — 一般移住

— LABOUR SHORTAGE AND BUSINESS MIGRATION
次のいずれか一つ以上に該当する人をいいます。

(i) 国内で取得困難な技能を身につけ、雇用市場で需要の強い職種に該当する人。

(ii) 雇用主から雇用指名を受けた人。

(iii) 自営（または経営）移住者

(3) 独立移住者 — INDEPENDENT MIGRANT

労働市場における需要の強弱に係りなく、豪州社会の充実、発展に、明白な貢献を果すとみなされる人。

ただし、他のどのカテゴリーにもあてはまらず、またその職業が国内で供給過剰の状態にないことを条件とします。

（高度な学者、文化人、産業人等が該当します。）

(4) 難民その他人道的救済措置による移住 — REFUGEES AND SPECIAL HUMANITARIAN PROGRAMS

(5) 特別移住 — SPECIAL ELIGIBILITY

(i) ニュージーランド国民。

(ii) 豪州人を父母または祖父母に持つ海外居住者。（いわば豪系二世、三世）

(四) 引退者の移住資格は65歳以上で、オーストラリア国内で就労しない人と規定されています。

(五) スポーツ、芸能等で特異な技能をもつ人。

最近3年間に入国した人々は、どの種類の移住者がどの位の割合を占めていたか、その経過をみる(表2-5参照)と、この3年間は、一般移住すなわち雇用技術移住と自分で事業を営む自営移住が、めざましい伸びを示し、81/82年度には全受入数のおよそ半数近くに達しました。

また技能別分類によると専門職・技術者や熟練工の占める割合が増加の途をたどっていました。

表2-5 種類別・技能別移住者受入内訳

摘要 \ 年度	79/80	80/81	81/82
受入移住者数	81,271人	111,190人	118,700人
種類別			
家族呼寄	22.6%	17.6%	18.3%
一般移住	29.7	40.7	48.5
難民等	24.5	19.6	18.5
特別移住等	23.2	22.1	14.7
計	100.0	100.0	100.0
技能別			
労働力の内訳			
専門職・技術者	7.6%	7.8%	8.2%
事務・商業・管理職	5.4	6.2	6.1
熟練工	7.4	8.2	9.0
準熟練工	10.9	12.2	11.7
非熟練工	9.0	8.8	6.3
分類不能	1.6	1.1	1.2
労働力小計	41.9	44.3	42.5
非労働力小計	58.1	55.7	57.5
計	100.0	100.0	100.0

注 上表の「特別移住等」は便宜上移住者5分類中の特別移住と独立移住に相当する部分に合算して表示した。

このような経過は、豪州産業の充実発展のために、技能力を持った移住者を積極的に導入した受入政策を反映しています。

しかし、83年以降の数年間、経済不況の環境との調整を図るため、この一般移住の割合は、大幅に下降し、代って家族呼寄せ移住が著しく伸びる（難民受入は、あまり変化なし）見込みです。

7. 移住者審査基準

移住を希望する人は、豪州の永住権付与の申請を行ないます。

豪州の永住権と国籍の主な違いは、国籍保有者が持っている選挙権、被選挙権（いわば参政権）が永住権者には与えられていない点にあり、これ以外の私的権利義務関係は、ほとんど同じです（詳しくはP 参照）。従って移住者の受入れとは、新しい豪州国民の受入れと同じことであり、移民官も移住申込者が豪州国民となるに必要な資格、要件をどの程度備えているか、という点を軸にして審査に当たります。

具体的には、前項の移住者5分類のどれかに当てはめて、それぞれ次のような基準に照らして、審査作業が進められます。

(1) 健康と素行善良（国家安全保障上の考慮を含む）であることが大切です。これは、身心疲弊状態にある難民等の一部を除き、カテゴリーの別を問わず、全移住申込者に共通する必須条件となっています。

(2) その上で、移住申込者の職業・雇川面に関する審査（以下、職業審査と略称します）及び豪州への生活適応見込に関する審査（以下、適応審査と略称します）の実施に用いる基本的選考基準（以下、基本基準と略称します）が設定されています。

(a) 職業審査 — ECONOMIC/EMPLOYMENT ASSESSMENT

点数制で100点満点。このうち60点以上が合格。その採点項目と項目毎の最高配点（合計すれば100点になる）は次の通り。

技能水準 10	当該職種の需給状態 28
就職先の事前確保 10	年齢 8

英語力 6 教育程度 8

以上以外の職業的屬性 10 生活確保の見込み 20

なお、以上とは別途に、移住先地が国内開発重点地区（主に僻地と推測される）である場合には6点加算されることになっている。また「生活確保の見込み」の項では、自立可能な子及び兄弟で、引受者が全面的に生活保証する場合に限り、自動的に25点配点される。

(4) 適応審査 — ASSESSMENT OF SETTLEMENT PROJECTS

適応力審査においては、移民官によって、秀、優、良、可、不可の5段階のいずれかに判定される。それぞれの項目は次の通り。

項 目	摘 要
移住に対処する能力	① 適応力、資金力、独立心 ② 移住に対する準備 ③ 移住に対する意欲 ④ 移住の重圧に対処する能力
オーストラリア社会に同化する能力	① 意志疎通する能力 ② 英語学習の望ましい教育レベル年齢 ③ オーストラリアにある民族グループからの援助 ④ 寛容力、柔軟性
家族の結束力	① 家族内の特記すべき事項 (結婚、死亡、離婚等) ② 配偶者及び10代の子供の態度

(3) 前項の基本基準を軸として、移住申込者のカテゴリー別に次の通り審査方法が異なります。

(4) 家族移住

血縁・親族関係の遠近によって、審査の方法に、粗密の差が設けられています。

・総じて、呼寄人の引受責任（SPONSORSHIP）が強調され、移住

して来る親族に対する生活費の保証、宿舎の提供、場合によっては就職先の確保について、あらかじめ準備しておくことが呼寄人に義務づけられています。(呼寄人たり得る居住資格は2年以上)

- 基本基準の適用については、兄弟姉妹、自活できる子供の場合は、職業、適応力両面の審査が実施されます。

これよりも近い血縁者、扶養児の場合は、職業審査は行なわれず、適応審査は必要に応じて行なわれるのみであります。

(ロ) 技能労働力及び自営移住

- 基本基準による審査(職業及び適応の双方)が、全面的に行なわれます。

- 雇用指名を受けた場合は加点されます。

- 自営(または経営)移住の場合は、基本審査に加えて、その業種と産業振興政策との整合性、本人の自営(経営)経験の程度、持込資金の外為法上の合法性等について、特別審査を受けます。

(ハ) 独立移住

職業及び適応の両審査が、全面的に行なわれます。

(ニ) 難民等

基本基準とは関係なく、豪政府が本人を難民または人道的に救済しなければならぬ者であるか否かを判定するだけです。

(ホ) 特別移住

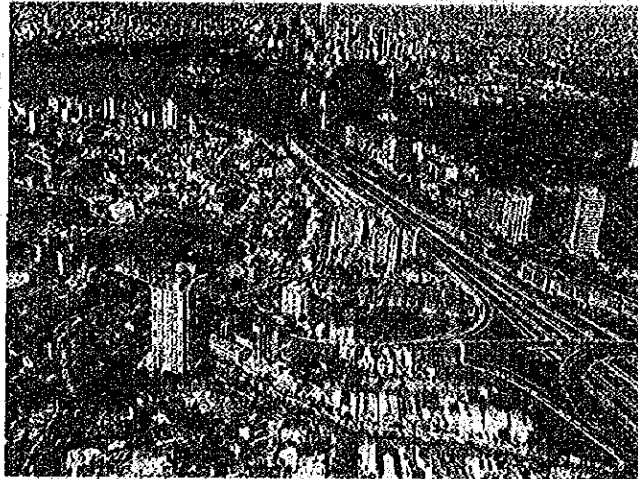
- ニュージーランド国民は、豪州との二国間協定に基づき自動的に永住権が取得できます。

- 在外の豪二、三世及び自活可能な退職者

身元の確認と適応審査が行なわれます。

なお、65歳以上の退職者の場合は、家一軒の購入資金と、豪州男性の平均週給(83年8月現在約A\$360.00 税込み)以上の日常生活費を年金・預金利息等で調達できる目途がついていることが条件となります。

第3部 移住手続手順とオーストラリア到着



1. 移住手続手順

(1) 申請書の提出

移住希望者は、まず国際協力事業団国内支部（以下単に支部と略称）を訪問し、移住希望者の職種が、その時々のおーストラリアの経済状態や需要職種に合致するかどうか、支部係員と相談、確認します。合致する移住希望者は、支部に備えてある移住申請書に必要事項を記入の上、履歴書その他所要の書類を添えて、支部に提出し、これら書類は当事業団本部を通じて、オーストラリア大使館へ提出、推薦されます。その職種がオーストラリア社会での需要職種でない人は先ず移住申請書のみをオーストラリア大使館へ提出し、移住の可能性を打診する事になります。なお、移住申請書の作成や、所要の添付書類等については、支部係員の指導を受けて下さい。

(2) 面接

申請書を提出し、書類選考の結果適当と認められた人に対しては、オー

ストライア大使館において面接が行なわれ、問題がなければ次項(3)の手続へ進みます。

(3) 健康診断、無犯罪証明

健康診断受診と、無犯罪証明書の取得の指示(仮許可)が大使館からあります。健康診断については所定の病院で受けて下さい。健康診断の結果は大使館からオーストラリア厚生省に送られます。また、日本でのあなたが居住している場所の警察署で、無犯罪証明書を発行してもらうことになります。オーストラリア大使館の指定病院等詳細は支部でご相談下さい。

(4) 移住者適格通知書発給

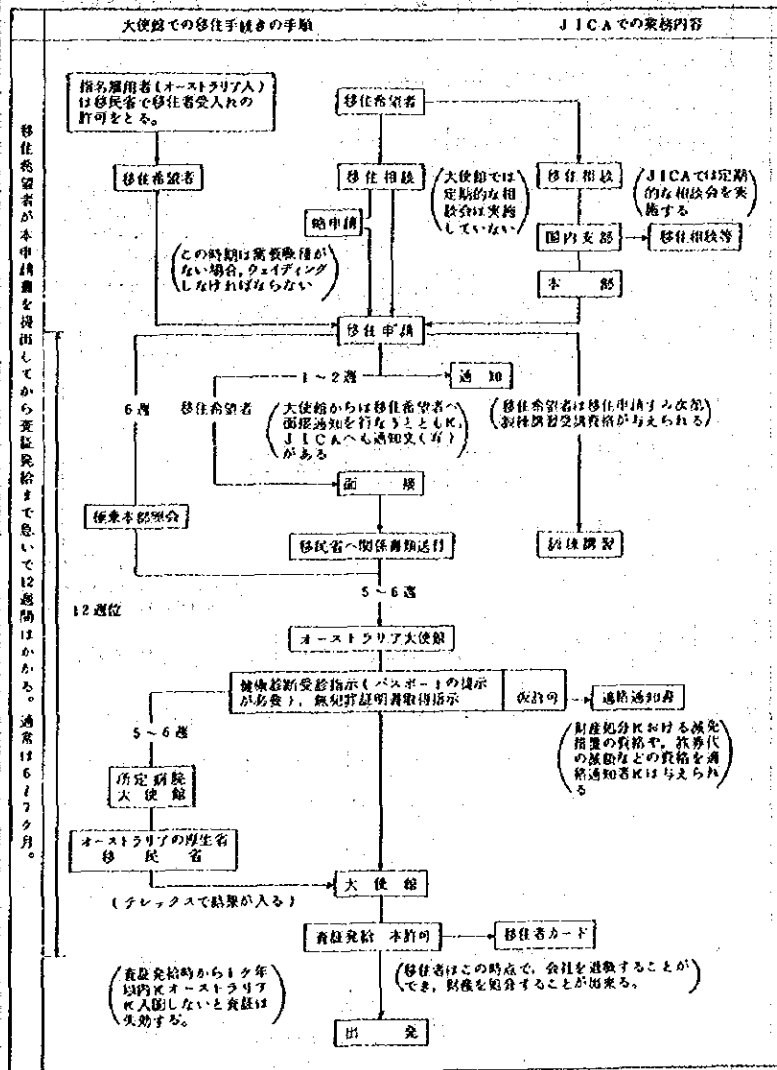
大使館から移住希望者に対して、健康診断受診指示と、無犯罪証明書取得の指示のレター(仮許可)を出されると、事業団は、そのレターの写しを受領し、移住希望者の移住適正を再チェックして、移住者適格通知書の発給の手続きを行ないます。

適格通知書を取得しますと、移住のために不動産を処分する場合、租税特別措置法による不動産譲渡所得税が軽減されます。

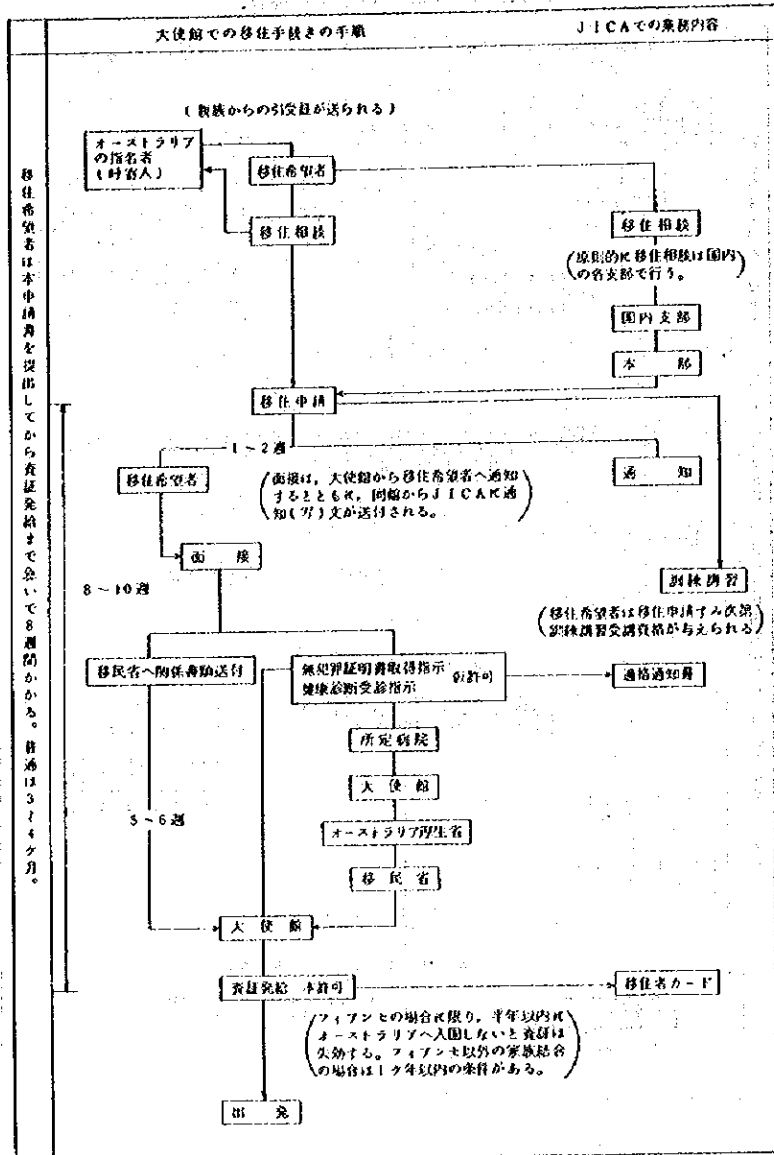
(5) 査証発給

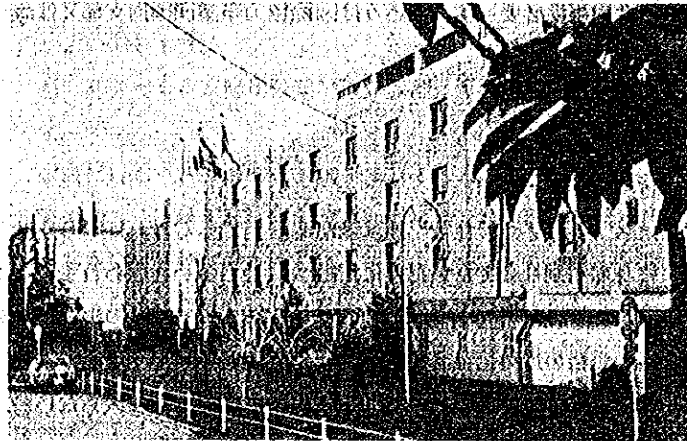
全てに異常がなければ、大使館より、査証発給の指示(本許可)があり、あなたの旅券にオーストラリア永住入国の査証が付与され移住できることとなります。

A 移住希望者が大使館に移住申請してから出発までの手続きの流れ
 (労働目的で移住希望する場合)



B 移住希望者が大使館に移住申請してから出発までの手続きの流れ
 (家族結合で移住希望する場合)





2. オーストラリア・トレーニングコース案内

国際協力事業団では、海外移住センター（神奈川県横浜市磯子区西町16-5）において年間5回程度仮許可書取得者を対象として、移住後の速やかなオーストラリア社会への適応を助ける目的で英語力の強化とオーストラリア事情のオリエンテーションを主とした1カ月間の合宿訓練を行なっております。1978年から開始されたこのオーストラリア・トレーニングコースも1983年3月末までに16回を終了しそれぞれ移住しております。受講終了者は現地でも互に連絡をとりながらトレーニング中に生まれた友情の絆を支えに助け合いながら頑張っております。

仮許可書を取得されたら渡航までの期間を有効に活用するうえからも、是非受講されることをお勧めします。受講料、食費、宿泊経費は無料ですが、

雑費 7,000 円程度必要です。申込みは国際協力事業団国内支部又は海外移住センターで受付けます。

3. 出発前の準備

(1) 携行すべき証明書類

オーストラリアへ移住後早速求職活動を開始しなければなりません。また、終身雇用制社会でないだけに転職の機会も多いと思われます。求職活動には、日本ででの学歴、資格等を証明する書類や推せん状の提示が有利です。各種資格の取得には必ず日本の資格証明が必要ですから、次のような証明書を持参することが望まれます。英文証明書が手に入らない時には日本文のものに必ず英文翻訳を付けて持参すれば良いでしょう。

ア. 履 歴 書

- イ. 技能証明書、自分の職業に関連した各種免許資格証明書類
- ウ. 職業案内、職歴、習得技術内容などを説明した書類で勤務していた会社、その他機関から発給された書類
- エ. 前勤務先等からの推薦状
- オ. 卒業証明書または修了証明書及び学業成績証明書
- カ. 卒業論文、その他研究論文などの概要
- キ. 表彰状、感謝状など

(2) その他の参考資料

自分の技術内容や程度を視覚によって示すことは有益な手段と言えます。自分の作品や作業状況を撮した写真をできるだけ多く携行するのもよいでしょうし、相手の理解を得るために作品そのものを携行するのも望ましいことです。

(3) 一般携行品

- ア. 技術参考書、職業上必要な工具や計測機器類などはできる限り持ってゆくこと。
- イ. 必要な身の廻り品、日用品は現地でも求められますが、下着類、Yシ

シャツ、靴下などの小物が日本に比べて高いようなので多めに持ってゆくの
のがよいでしょう。

ウ、当座必要とする家庭用医薬品（栄養剤、胃腸薬等）を携行すると便利
です。

エ、眼鏡は日本で度を合わせ予備を携行するとよいと思います。

オ、その他の持込禁止品、制限品については、航空会社や旅行代理店など
を通じ充分調査しておきましょう。

なお、飛行機の場合、エコノミークラスでは1人当り2個をこえては
無料で携行できないことになっていますが、旅行代理店に相談して下さ
い。

(4) 携行資金と送金

移住する人がどれ位のお金を携行すべきかは就職先の決定の有無等いろ
いろな状況によって異なりますが、単身の場合、150万円、夫婦で300万
円というのが標準的かと考えられます。外貨の交換は市中の外国為替取扱
い公認銀行で出来ます。持ち出し額の制限はありませんが前もって銀行の
外国為替係に相談しておかれるのが良いでしょう。なお、オーストラリア
移住の場合の渡航費はオーストラリア政府援助移住者を除いて、全額自己
負担となっており、例えば成田～シドニー間の航空運賃は259,300円（昭
和57年3月現在）です。

4. 現 地 到 着

日本からの表玄関は SYDNEY 空港です。昭和57年3月現在、成田発
SYDNEY 行きの JAL が週3便（月、水、金）、QUANTAS が週3便（火、
木、土）あります。

いずれも成田を夜8時頃に出発すると、翌朝7時には SYDNEY 空港に着
きます。

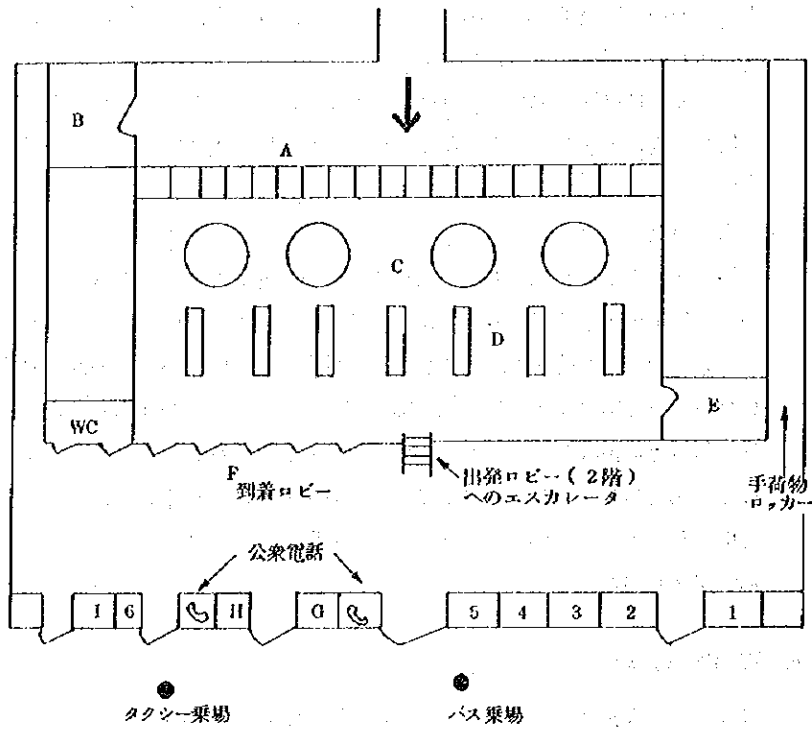
空港に着いても乗客はそのまま着席の継続を命じられます。

やがて検疫官が乗りこみ、機内に消毒用のスプレーを散布してまわること

になっています。これは法規に基づく行為であります。

さて、飛行機から降り、長い廊下を歩いた後、次図の到着ラウンジに着きます。

SYDNEY国際空港
到着ラウンジ(1階)見取図



- | | |
|------------------------------|---|
| A 入国審査 | 1. Post Office |
| B Immigration Office | 2. Australian Development Assistance Bureau |
| C 荷物引取台 | 3. Travel Information Service |
| D 税関検査台 | 4. Rent Car |
| E Immigration Reception Room | 5. QUANTAS航空 |
| F 出口 | 6. 軽食堂 |
| G TAA航空 | 7. 銀行 |
| H ANSETT航空 | |

(1) 入国手続

- ア. 前表Aにて入国審査を受けます。(ビザのチェック)
- イ. Cの搭乗便のフライト・ナンバーが標示された手荷物引取合にて自分の手荷物をとります。
- ウ. Dの税関検査台にて手荷物および携行荷物の税関検査を受けます。
- エ. Fの出口より到着ロビーに出ます。
- オ. MELBOURNE 等の他都市に向う人は、GのTAA航空またはHのANSETT航空のカウンターに航空切符を提示し、手荷物をあずけ、指定バスにて国内空港(DOMESTIC AIRPORT)に向います。(オーストラリアの国内航空は官営のTAAまたは民営のANSETTの2社です。)

移住者が永住ビザを持ってオーストラリアに入国すると直ちに移民人種問題省のコンピューターに記録されます。

一方、旅券に入国印を押したものが移住者個人の証明書となります。従って、ラテンアメリカ諸国の如く、入国後別途の手続をふんで身分証明書を取得する必要はありません。

旅券を紛失した場合には、在豪日本公館より再交付を受けた新旅券を各都市にある移民人種問題省の出先オフィスに持参すれば、直ちに永住認承印をもらえることになっています。

(2) 空港施設の利用方法

- ア. 銀行は両替関係を主として扱い、飛行機の発着時間に合わせて営業します。
- イ. 公衆電話(市内公衆電話の使用方も同様)
 - 市内通話 1回20セント
 - 市外通話 ① 20セント硬貨を入れる。
② 局番および番号をダイヤル
③ 通話
④ 電話器の左上に赤ランプがある。

色がつく — 最後の硬貨

輝く — 切れる直前

各都市の局番は

MELBOURNE 03

CANBERRA 062

BRISBANE 07

ADELAIDE 08

PERTH 09

SYDNEY 02

ウ. 郵便局 日本向けの手紙の料金 (83年10月1日改訂)

20グラムまで 60セント

50グラムまで 85セント

エ. 空港からの交通

バス 国内空港まで 大人 80¢

子供 40¢

SYDNEY 市内まで 大人 \$ 2.00

子供 \$ 1.00

タクシー SYDNEY 市内まで 約 \$ 8.00

トラック利用の荷物1ケにつき \$ 0.40

5. 当座の生活準備

入国後国際空港を一步出ると、生活慣習の大分異なる英語の社会が広がっています。この環境に分け入り、自己の豪州生活を曲りなりにもスタートさせるために、直ちにとりかかる必要のある幾つかの事があります。入国後およそ数週間以内に完了を目途として手配・処理しなければならない事柄を大体の順を追って並べてみます。各項目の詳しい内容は、それぞれ「第4部オーストラリアの生活」で後記します。()内は後記の関連頁数

(1) 入国当日からの一時宿泊所の確保 (P 55)

(2) 社会保障事務所 (SOCIAL SECURITY OFFICE) への出頭。

主な手続は失業手当の受給申請と、無料医療カードの取得。

注 失業手当の額 (83年9月現在)。週に夫婦のみでA\$ 137.70

扶養している子供1人ごとにA\$ 10.00 ずつ加算。

入国直後から豪州で最初の就職までの間は、失業者の地位にある。

(3) 預金口座の開設

携行資金の安全確保のため、最寄りの銀行にとりあえず預け入れる。

(4) 貸家探がし (P 56)

借りた場合のガス、電気、電話等の手配

(5) 子供の通学手続 (P 51)

住居が設定されたら直ぐに最寄りの学校の校長 (高校生の場合は教育委員事務所) に面会を求める。

(6) 無料英語学校への入学手続

主に移民局の傘下にあるが、無料である上全日制 (フルタイム) の場合は失業手当を貰っていない生徒 (例えば主婦) にも、同額の生計手当 (LIVING ALLOWANCE) が支給されるので、入学願番待ちが多いため、早く申込むこと。

(7) その他

在留届の提出 (総領事館宛) ・主治医の確保 (人による) ・買物、土・日曜の息抜きの場所等を見つける事。

以上のような、必要最少限の生活条件を整えた上で、あるいは整えることと並行して本格的な求職活動を進めることとなります。

日本からの到着直後は、出発前と旅行中の疲れが癒えず、相手の英語も良く聞きとれないままに、このような雑事の処理に直面しますから大変です。緊張と困惑そして感嘆の混在するうちに、数週間はまたたく間に過ぎます。

6. 初期の生活情報

初期の生活・就職準備をなるべく有効に進める基礎として、入国直後から

次のような関連情報源に親しむことが大切です。勿論これらの第1次情報源を足場にして、芋づる式に第2次以降の接触先を探しあてる努力も欠かせません。

(1) 地理を頭に入れること。

地図を入手し、一時宿泊所の位置、諸施設の集中している都心地区の街路交錯状況等を頭に入れる。街を歩き回る度ごとに、そのたどった跡を地図上で確認することを繰り返す。バス・電車・通勤フェリー等公共輸送機関にもつとめて乗ってみる。

(2) 地元新聞の広告欄と職業別電話帳（YELLOW PAGE）等に慣れ親しむ。これらは諸情報の宝庫であり、また辞書でもある。

(3) 前記の関連機関等に赴いた時、窓口にある業務紹介等のリーフレット・パンフレット類を持ち帰り、読みこなす。

これら表に現われる情報とは別に、新しく到着した人には、一大発見のように感ぜられる隠れた生活知識が沢山あります。ある些細な知識をたまたま知らなかったために、しなくても済んだ不便をかかすことが良くあります。このような生きた知識は、日本出発前に豪州関係の案内書を熟読しても十分身につくものではなく、豪州の人々も水か空気のように当り前のことと思っているので、こちらから聞かない限り向うから伝授してくれるものでもありません。

生活の仕組み、慣行の異なる社会で、初めて何かを処理しようとする時は、遠慮なく土地の人に HOW TO 又 WHAT FOR を質問することが肝要です。聞けば豪州の人は親切に、持てる知識を披露してくれます。

しかし、豪州の人との接触に慣れていない到着後日の浅いうちは、同じような苦勞を味わった移住後数年の先輩移住者や国際協力事業団シドニー事務所等、日本語で現地事情を吸収できる相手へ問い合わせることが効率的です。

日本出発前にこれら相手先に手紙で、あらかじめ自己の豪州到着予定を告げておき、到着後真先に連絡をとって、具体的で生きた情報と最少限の援護を求めることをおすすめします。その関係者の連絡先は（P'84）に記載された通りです。

第4部 オーストラリアの生活

1. 日常生活の輪郭

(1) 豪州のビジネス社会では、懸案事項を一日の午前中や週の前半に処理してしまい、夕方や週末近い頃は、余裕をもって過ごそうという気持ちが強いように見受けられます。

給料も月給ではなく週給で決められており、日々の表し方も、例えば、MONDAY, 28 AUGUST, 1983のように曜日が最初に來ます。実際に、なにかの約束の日を決める時も“28日”より“月曜日”の方が意味するところが大きいという点が、1週間を単位として几帳面に回転を繰り返している、豪州生活の特色の一端を示しています。

大方の人は、週日の通常勤務時間が終われば真直ぐ家路につきますが、木曜乃至は金曜の夜は、この日だけ夜9時まで開いている商店街や、週末の頃になると遅くまで営業するパブ（立飲み式のバー）がにぎわいます。商店街が最も混むのは土曜の午前中（午後から閉店、日曜含む）で客相手の小売店は、曜日ごとの営業時間を明示している店が大多数です。

土曜・日曜はレジャーに専念するか、庭の芝刈り、家の小修理等雑事の処理と、日曜朝の教会ミサ出席にあてられます。豪州で人気の高いスポーツは、テニス、ラグビー、サッカー、クリケット、釣り、ドレッキング、ヨット・ボート、ゴルフ、老人用にはローン・ボーリング等で、これらに家族ぐるみのピクニックやバーベキューが結びついたのが、豪州で最も一般的な休日の過ごし方です。アウト・ドア・レジャーを可能にするクラブや施設が広く普及し、愛用されています。

昼間活発に動いた反動と、翌日からの労働再開に備えて日曜日の夜は、一週間のうちで最も静かな夜となります。1週間単位の生活サイクルに変化を与えるのは、年に3～4週間まとめてとる休暇と、子供の学校休みです。この時期に焦点を合わせ、かなり以前から長期旅行や何かの行事への集中参加の予約をすることが、年間生活計画の基軸の一つとなっています。

(2) このように恵まれた生活を享受している豪州人が最も深い関心を持つ対象は、失業問題です。豪州の内政・経済の色々な動きも現在の生活水準の維持向上と共に、その基礎となる失業事情の好転に焦点を合わせて動いています。不況の83年の失業率は、概ね10%台のまま推移しており、これが11%に達しないことを当面の目標として、各種の雇用政策がとられています。また、不況のために賃上げ抑制政策がとられていた反面、失業者の処遇、具体的には失業手当の給付額は、着実にアップされていきます。

注 18歳以上の単身者の受ける失業手当週額、83年5月以前の\$64.⁶⁵から現在は\$68.⁶⁵になっているが、さらに政府予算案には、83年11月に\$73.⁶⁶、84年5月に\$78.⁶⁷への引上げ分が計上されている。

日本社会での失業といえば、依然支配的な年功序列、終身雇用の構造からの脱落であるかのようにとらえられ、失業者も社会から疎外されたような敗北感を抱きがちです。豪州の勤労者にとっても、病気にかかることと、失業することが一番こわいことには変わりはありませんが、失業の意味する深刻感には日本とやや趣きを異にしているようです。

失業の危険の大小は、基本的には経済動向に左右されますが、自由雇用市場の豪州では、より良い処遇と能力の一層の発揮を求めて、他の会社に移る人々が大勢おり、この移動の間に短期の失業状態におかれることが、当然の現象として認知されている事情を見逃し得ません。いわば堅固にたまった日本の雇用社会に対し、豪州のそれは流動性に富んでいるといえます。この流動性の中で、多くの人が失業状態を経験しており、従って失業状態に対する社会の理解と援護意識がいき渡っているようです。これが政府の失業者保護、救済措置の積極化を生み出す基盤となっているのです。

(3) しかし、失業問題を含めて考えてみても、総じて豪州の社会環境は恵まれていて、大方の人々は現状にほぼ安住している感を否めません。従って市民気質は、日本に比べおおらか、おおまか、陽性で、日本人のち密さ、器用さ、そして“働き蜂”の性向と対象的です。また、日本の企業や地縁を単位とするグループ主義、連帯責任と違って、個人の自主と責任に価値

感の土台を置く個人主義の感覚が根強く定着、浸透しており、個人間、法人感、または両者を結びつける契約概念もはっきりしています。

職場と個人生活の区分意識や地域社会の環境保全責任感も旺盛ですが、プライバシー尊重の一側面として、こちらが何もしなければ周囲も何もして来ないという傾向には留意する必要があります。つまり、こちらが何も言わず何もしなければ、現状に何も問題はないものとみなされ、周囲からそのままそっとしておかれるだけです。

「求めよ、さらば与えられん」で、この国で伸びて行くには、自分の方から積極的に打って出る態度を欠かせません。たえず、豪州生活情報を吸収し自己の生活と労働を外に拡げて行く進取の生活態度を持することが肝心です。

2. 就 職

日本から豪州への移住者には、家族呼寄せやあらかじめ就職先の決まっている人も含まれていますが、その中心は、いわゆる“技術移住者”です。技術移住者にとって、豪州で最初の就職先を確保することが、当面の最大関心事になります。

近頃は、移住前に一度、オーストラリアを旅行し、就職、生活状況に直接ふれておくという人が増えて来ました。資金や時間にゆとりのある人には、移住前の事前調査、事前活動はおすすめしたいところですが、ここでは、この事前活動なしに、白紙から就職活動をはじめる場合を想定してみます。

(1) 自由雇用市場

最近大分変わって来たとはいえ、日本は年功序列を柱とする終身雇用制が幅を利かせている社会ですが、豪州の雇用社会は、職能本位の自由労働市場です。そこで良い職業につくには、すぐ役に立つ技能力は勿論のこと、それを裏付ける過去の実務経歴、学歴、技術資格等がものをいいます。

就職先を求める場合には、第一に積極的に探し歩くこと、第二に自分の持っている技術や仕事の経験を相手に売込む、という感覚に徹することで

す。

集団の秩序に自分を合わせて生きる日本人は、このような自分本位の外向行動に違和感を覚えるでしょうが、雇用とは、技術や労働能力を正当な対価で売買することと割切っている豪州人にとっては、当り前の行動であり、この売買感覚が雇用市場を動かしている原動力となっているのです。

就職の場合に限らず、豪州の職場生活に慣れて来た後、昇進、転職、転社を考える場合にも、日本とかなり異なる豪州的雇用社会の仕組みを良く理解し、それに添うよう行動することが肝心です。



▲ JOB CENTER

(2) 求職のルート

大きくわければ、次の方法があります。

(1) エンプロイメント・センター

連邦政府の一機関で、日本の公共職安に相当する。移住後、ここで求職者登録をする必要がある。

(2) 新聞の求人広告 (POSITION VACANT)

一般紙と特定業界紙。一般紙では、とくに水曜と土曜に広告が多い。

逆に自分から求職広告（JOB WANTED欄）を出してもよい。

(3) 知人、友人等を通ずるルート。

(4) 職業別電話帳、会社総覧等の利用、関係業界団体、労組及び民間職業紹介所への訪問、照会。

以上あげた方法の一部に偏ることなく、できれば、全部の手段を同時に駆使して、積極的にたずねまわることが、早く適職を得るコツです。

ある就職専門家は、新聞広告とか職業安定所で公募されている求人数は、全体の求人需要の半分位にすぎず、残りは表に見われない求人(HIDDEN JOB)であるから、それをこまめに掘り起こして行くことが大事だ、と強調しています。

(3) 事前準備

今、身につけている技能の中味と、過去の技能経歴を判り易く、効果的に構成した“技能申告、経歴書”を慎重に作成することです。

これは、いわば自分がセールスする品物であり、実際の面接も、この技能申告書によって進められるので、採否の動向を左右しかねないほど、重要な書類です。

日本風の“履歴書”の記載事項だけでは不十分で、学校で受けた技能関係の授業も、〇〇工場△△課で担当した仕事の内容も、系統だてた自己の技能経歴の一部に、うまくはめこんでこそ、有効な援護射撃となります。

記述の仕方は、職種の違いによって様々ですが、その職種の専門家が直接吟味するのですから、その評価に耐えられるよう、綿密に書かなければなりません。

自分の手がけた仕事的设计図、写真、仕様書、計画書、技能資格証明書等、利用できるものは全部動員して、自分の技能水準を、実証、傍証する努力も欠かせません。このような、用意周到さ、真剣な事前準備は、面接時必ず雇用者側に通じ、良い反応を引出すものです。

また、技能、勤務面以外に、学校時代にたずさわったクラブ活動、社会人になってからの職務外の団体活動の有無、内容も、案外重視されますか

ら、もらさず書くことです。これらは、応募者の人柄、社会性、管理職になり得る素質等を、見きわめるのに良い参考とされるからです。

(4) 英語による面接

面接の日程は、電話で先方の採用担当者（大抵は女性秘書であることが多い）との間で、取決められます。

面接は、提出書類をもとにして進められますから、あらかじめその中味は、英文のままそらんじる位、良く“そしゃく”しておく必要があります。

面接時、技術水準はともかくとして、語学のハンディーがよく問題になりますが、一般的な英語力は別として、自分の技能と、それに関連する身近な事項に範囲を限定した英語ならば、努力次第でこのハンディーは克服可能です。

英文の技能申告書、経歴書を作りながら、これに関連する想定問答の練習を積み重ねておけば、面接時、あまり英会話に神経質にならずに済みます。

面接の相手は、会社側の人事担当者よりも、その技能を必要とする現場の長が主となることが多いようです。したがって、面接する方もされる方も、水準や質の違いはあっても、同じ分野の技術、知識でつながっているという一種の連帯感があって、言葉が多少舌たらずでも、技術面に関する意思疎通は、思ったよりスムーズに進んだ、と或る経験者は語っています。

事前準備をしっかりやっておけば、実際の面接時は気おくれせず、精一杯に自己とその技能を表現することができ、良い結果をもたらします。

(5) 就職事情優先の移住先選定

広いオーストラリアのどの地域に居を定めるかについて検討する時は、色々選定条件が考えられますが、まず、自己の技能の需要が多いとおもわれる地域、自分が就職し易いと推察される都市等に、焦点を合わせるのが最も合理的です。

職業によって事情が異なるので、どこが良いと一概には断定できませんが、参考までにオーストラリアの各種製造業の中心地を、以下に掲げます。

勿論、下表の産業は、そこだけにしか無いということではなく、その産業が一番盛んな地域という意味です。

注 ()内は州部

・ニューサウス・ウェールズ州(シドニー)

化学製品, 基礎金属, 産業用機器, 装置

・ビクトリア州(メルボルン)

自動車等輸送機器, 織物, 衣料, はき物

・クィーンズランド州(ブリスベーン)

金属製品, 食料品

・西豪州(パース)

木材生産, 非金属鉱物製品, 基礎金属生産, 金属製品

・南豪州(アデレード)

一般機械装置, 自動車等輸送機器

・タスマニア州(ホバート)

紙, 木材, 織物

(6) 女性の就職

婦人の職場進出は日本よりも一般的であり、労働可能な女性の過半数はなんらかの職についています。

日本から移住して来た人の奥さんも、この世相の例外ではありません。

育児等の事情が許せば、いつでも求職活動が始められるよう奥さんの学歴証明、資格証明等も携行して来るに越したことはありません。

3. 労働事情と賃金

(1) 労働事情

一週5日制(月～金)で、平均労働時間は40時間未満。一日の始業、終業時間は、事業所によって異なりますが、工場は8時前後から午後4時頃まで、オフィスは9時から午後5時までの所が多いようです。

深夜、休日勤務を前提としている輸送関係、医療関係、レストラン等サ

サービス関係の仕事に従事している人々を除けば、通常勤務時間を過ぎて超過勤務をする人は、まれです。

大体、使用者にとっては超過勤務手当の率が高率（普通超勤で1.5倍、深夜・休日等の特別超勤で2.0倍）で引合わない上、超勤手当というよりも使用者に対する罰金（PENALTY）であるとの観念があります。

年次有給休暇（ANNUAL LEAVE）は、法定で最低3週間、普通は4週間、夜勤等の多い特殊な職場にあつては、5週間与えられます。

この休暇期間中、勤労者のほとんどは、長期旅行に出かけ、一部の人は成人教育の集中講座に出たりします。

休暇とは別に、病気欠勤（SICK LEAVE）も年に1週間程度認められています。更に忌引、病気の長期療養、産休などで、職場を離れる場合の制度も整備されています。また労働災害補償制度も完備しています。

社内の職務単位は、細分化されていて一人一人の職務範囲が明確に定められており、その範囲内での能力発揮や責任の遂行が、個々の従業員に求められます。昇進とは、より上級の職務単位への配置換えを意味しますが、ある職務に空席を生じた場合、下級者を格上げするよりも、広く社内と外部の双方から、希望者を一般公募するというケースが一般的であるようです。

労働関係の行政機関には、連邦に雇用・労使関係省があり、州政府に労働担当部局があつて、それぞれの出先機関を通じ、労働基準、安全、衛生の管理について、各事業所を監督しています。

賃金等労働条件の改善をめぐる労使紛争の処理機関としては、連邦及び州レベルの調停仲裁委員会（ARBITRATION COMMISSION）と労働裁判所（INDUSTRIAL TRIBUNAL）が機能しています。労使間で結ぶ“労働協約”等の取決めも、この法定機関に登録し、その承認を得ることにより、法的な拘束力を持ちます。

〔2〕賃金

(1) 物価上昇等に見合う給与調整

前記の法定機関は、州毎の最低賃金や物価の上昇に見合う現行賃金の賃金上昇率を設定したりします。

事業主のほとんどは、この機関が公表する賃上げ指標に即して、給与調整を行います。

最近の動きとしては、1年近く続いた賃上げ抑制措置の後を受けて、83年9月に4.3%アップの裁定が、暫くぶりに打出されました。

この調整の回数も、経済情勢に左右されて不定です。

オーストラリアは労働組合や職人組合の発達している国ですが、またストライキが多発し、この労使紛争を経て新しい賃金額が設定されてくることの多い国でもあります。この紛争が、前記の法定機関に持込まれそこで仲裁、裁定によって、解決することもしばしばあり、また公共性の強い大規模な紛争の場合は、その仲裁裁定の中味が、往々にして政治問題化します。

(2) 個人の能力に見合う給与格付

従業員に一律に適用される給与調整とは別に、各社では従業員個々の能力差に応じた給与の格付が内部で行われます。

豪州の給与構成には家族手当とか、通勤手当、皆勤手当のような細かい手当はなく、本俸と、その延長としての超過勤務手当、一部の会社では僻地、または単身赴任手当がある程度です。

注 扶養家族については、所得税制、社会保障の児童手当の面で配慮されている。

その本俸にしても、勤続期間の長短や年齢は、あまり考慮されず、本人の職能に即して決められます。自分の技術や仕事ぶりに自信のある人は、与えられた待遇に満足していない場合は、より上級職階への格上げを要求することがよくあります。それが折合える程度にかなえられれば問題はありますが、何かの都合でそれがかなえられない場合は、より良い待遇、地位を求めて同業種の他の会社に転進を図ることが、当たり前のこととして普及しています。

逆に能力の乏しい人、自己の技能に自信のない人は、うだつがあがらず、不況にでもなれば、解雇の心配をしなければならなくなります。要は昇進の“きめ手”となる自分の技術をみがき、向上させるよう、たえず努力することです。

(3) 平均週給額

賃金は、種々の公的制度によって保証され、補強されている一方、この大枠の中で個人別の職能評価に基づいて格付けされているわけですが、現実に支払われている平均週給額の概要は、次の通りです。

○ 4年間の推移

1982年6月以前の4年間の、年間平均週給額(男性)は、A\$225.60, 247.90, 281.40, 326.00 という上昇ぶりを示している。

○ 地域差

1983年6月末現在では、平均週給額は、A\$347.30まで上昇したが、これは全国平均であり、地域別の内訳は、次の通り異なっている。

ニューサウスウェイルズ州	360.40	ビクトリア州	338.40
クィーンズランド州	341.60	南 蒙 州	318.00
西 蒙 州	360.80	タスマニア州	332.90
北 部 準 州	377.60	首都直轄州	399.80

このうち、北部準州は熱帯に近い僻地勤務が多く、首都直轄州は、政治、行政都市部であるため、比較的高給者が多い、という特殊事情に留意する必要があります。

○ 男女差

同一職種同一職能の中では、男女同一賃金が忠実に守られています。しかし、男性の方が高い職能に就き、女性の方が比較的低い職能に就いている(例えば臨時雇用が多いのもその一つ)ケースが多いため、女性の平均賃金は、上記の男性平均賃金より週60～100ドル程度少ない実情にあります。

④。職業別週給事例（1982年 8月現在）（単位：円）（注）1日10時間、1ヶ月20日、1年12ヶ月、1000円＝1豪ドル

男性の例		女性の例	
建築家	468	医療技術者	331
化学・地質等自然科学系技術者	457	看護婦	302
コンピューター・オペレーター	350	教師	361
電気工・電子工・プログラマー	430	マネージャー	279
製図工	363	経理・出納	257
外交員(保険・不動産・競売等)	309	芸能関係者	286
農事(現場監督も含む)	235	レポーター等	
炭鉱員・鉱山調査員	486	速記・タイピスト	253
鉄道運転手	349	小売店員	220
バス・トラック運転手	297	電話交換手	243
郵便作業、従事者	291	電報取扱	
精密機器工	312	包装作業員	223
治工具工	320	家事手伝い	213
電気工	339	ウェイトレス	223
金属加工工	284	クリーニング店員	206
大工・木工	290	その他	200
塗装・装飾工	281	その他	200
レンガ工・左官等	322	その他	200

4. 技能資格等

(1) 技術移住者の多くは、移住以前にすでに相当の実務経歴と技能資格を持っており、移住後は、このような“技能的財産”が豪州企業でどのような評価を受けるかが、就職先確保の大事なポイントとなります。実務経歴(技術経歴)については、前にふれたように関連資料(設計図、取扱機種、担当プロジェクト、製品、仕様書、写真等の類)も動員し、日豪間の言語と職務の仕組の違いを乗り越えて、具体的に内容を伝えることができれば、

十分に先方から評価されます。技術水準の高い日本企業の中で積み重ねられてきた実務経歴ですから、本来的には豪州に通じるはずで

- (2) 他方、過去に取得した技術資格や学歴資格も、実務経歴に劣らず重視されます。しかし、日本側の諸資格そのままでは、能力判定の一参考資料の域を出ません。これらが豪州の同種資格に相当するという認定を、何らかの形で得ることが出来れば、求職の際の有力な援軍となります。認定が必要な理由は同種の資格証明でも、国が違えばその資格に含まれている技術の種類や職能の範囲に“ずれ”が生じているからです。

例えば看護婦という資格を例にとっても、看護技術そのものは基本的に同じでも、医療の仕組が違う（完全な医療分業、各科専門医と一般臨床医の分化等）のですから、看護婦の役割や技術の適用の仕方も多少異なって来ます。豪州の看護婦は、技術は勿論のこと、看護管理面でも相当の素養を求められており、病院では一労働者というよりも“管理職”の第一線に近い存在といえます。技術者と一口に言っても、豪州では専門技術に徹するいわば“職人的技術者”のみを指すのではなく、程度が高くなるほど技術上のマネジメント能力が技術者としての資格に求められてきます。

- (3) 日本で身につけた技能力や資格を、豪州の資格として認定してもらう方法は、幾つかあります。職種、職能そのものが何百、何千にも分かれているので一概に統一的なことは言えませんが、職種毎にその認定機関が、州政府、業界団体、職能組合等に多数に分かれています。

労組に加盟を認められることが、一つの職業資格とみなされる職種もあります。従って、自分の職種の認定機関に足を運ぶ必要があり、その前にどこが認定機関であるか認定の効力ほどの辺まで及ぶかを調べることです。

豪州には、海外職業資格認定調査委員会という公共機関がありますが、ここが直接認定を行っているわけではなく、認定に必要な調査や調整を行い全体として海外職業資格の豪州化を促進するという間接的な役割を果たしています。従ってここから得られるものは、資格認定の一般動向や情報の域にとどまります。

(4) 数ある職業資格認定機関の中でも、その代表的な存在は高級技術者 (PROFESSIONAL ENGINEER)としての資格審査に当たる豪州技術者協会 (THE INSTITUTION OF ENGINEERS, AUSTRALIA)です。この協会は、豪州技術界の中核で働いている技術者約3万名をもって構成されており、この会員に与えられている“公認技術者”(CHARTERED ENGINEERS)という名称は豪州社会で尊重されています。

1919年に、それ以前に各州毎に活動していた技術者協会が合同して創立された伝統ある機関で豪州における技術者集団の充実、地位向上、技術の理論と応用水準の発展、社会の技術有効利用の促進等を目的として次のような事業を行っています。

- ・技術者資格の認定
- ・技術研究の機会や場、技術情報の提供
- ・会員技術者間の情報交流、関連技術者の紹介
- ・技術推興に関し、政府や社会に対する提言
- ・一般社会への技術関連P.R及び社交活動
- ・化学、土木、電気、機械等の部門の技術者
- ・教育機関 (COLLEGES) の経営

会員は、技術者経歴の長短、技術レベルの違い等によって6段階に分かれています。このうち上から三番目のMEMBERSというクラスに、最近、日本から移住後数年以内の技術移住者が数名加入しました。

加入審査は綿密で、審査に要した期間にも個人差があって一律ではありません。過去の具体的な技能経歴、日本での資格の他に大学での履修課目も審査対象に入ります。この協会への加入を志向する人は、このような審査に耐え得る英文書類を慎重に作成する必要のあることは、一般の求職活動の場合と同じです。

加入申込書には、会員2名の推せん署名が必要なので、1名は邦人先輩会員、もう1名は職場の上司である会員に頼むことも一つの方法です。い

ずれにしても、日本でその能力や資格が豪州の技術枠組の中で公認されるには、努力と時間を欠かせません。また、このような豪州公認資格がなくても、職場でその能力が認められ、相応の待遇を受けている人も沢山います。

(5) 資格とは直接関係はありませんが、豪州の技術者社会には各社横断的な、同種技術者の任意グループがあります。例えば、自動車工学を勉強し、自動車工場で勤務している技術者が、所属会社と係りなく、各人の家を持ち回りで定期的に会合を開くといった類です。ここでは技術上の雑談、懇談を通じて関連情報が交流すると共に、技術者個人としての相互扶助や親睦が深められます。終身雇用が支配的な日本企業内では、技術情報も対人関係も、一つの企業内で処理され勝ちなのと対照的です。

豪州では個々の技術者、技能者が基本単位となって会社が組立てられており、技術者の各社間移動も珍しくないこと、そして自進月歩の技術の新陳代謝も、一企業内の縦の関係から生ずるよりも、技術者個人の能力に負うところが大きいという豪州の技術風土が、自然に各社横断的な技術者グループを生み出したといえます。もちろん、このようなグループは任意であるだけに全ての職種についてあるというわけではありません。しかし、自分の職種にびったり該当しなくても関連あるいは類似職種にこのようなグループの存在が確かめられたら、そこに飛び込んでみるのも、生きた豪州技術事情の理解にとどまらず、社交活動の上からも、きわめて有益なものになるでしょう。

5. 教育と訓練

(1) 学校制度

州によって少し事情は異なりますが、普通は6歳から15歳まで(タスマニア州のみ16歳まで)が、義務教育です。このうち最初の6年間は小学校で、以後は中等教育に属します。大学、専門学校へ進む生徒は、義務教育期間後も数年間高校で勉強を続けます。

1クラスは、20~30人位で、授業は週5日制、朝9時から昼食、休憩をはさんで午後3時頃まで続きます。小さい時から自主、自発性を伸ばす方向で、授業はかなり自由な雰囲気で行われます。1学年は、1月末から2月初めに始まり、5月と9月頃、それぞれ2週間程度の休暇をはさみ、12月から2カ月近く続く夏休みの開始をもって終わります。

公立学校のほかに、種々の宗教団体の経営する私立学校の数も多く、大体4人に1人は私立校の生徒だといわれています。

移住して来たばかりの子供を小、中校に転入させる時は、あらかじめ学校の秘書と電話で打合せた面会時間に校長先生と会い、子供のことを良く話し合う必要があります。その際、日本での学業証明、成績表なども持参し、過去の教育経歴や環境について十分な理解を求めることが大切です。

高校入学については、私立高の場合はその学校そのもの、公立高(州立)の場合は、自宅から最寄りの教育委員会事務所で入学手続きをとります。

(学校系統図参照)

(2) 豪州教育の特色

義務教育の普及率は、日豪間で変わりませんが、その後の上級学校進学率では、大分事情を異にしています。

例えば、18歳人口の大学等進学率(短大、技術専門校、高等師範学校等を含む)は、日本の36%(82年)に対し、豪州では15%です。もっとも日本ではこれに、いわゆる“受験浪人”組が加算され、豪州では、高卒後数年間働いた後で大学入学というケースが珍らしくないので、実際の入学者の割合は、もう少し高くなります。

このように、豪州では日本に比べて高等教育進学者が少ない理由は、高校の段階から厳格な進級試験でふるい落とされる事情もありますが、基本的には、豪州の親にも子にも高学歴志向が薄く、義務教育が終われば、いつでも実務の社会に飛び出す気風が強いことにあります。また、これを支え助長するものとして、次に述べるような職業訓練や成人教育の制度があります。実務能力尊重の背景には、学歴にこだわらなくても、高水準の生活

体系の中に定着できる土壌が横たわっているともいえます。

一方、高卒後の高等教育技術教育の成果は、就職時有利に評価されます。とりわけ相対的に数の少ない大学卒業者は、十分な学識を持つ者とみなされ、各種の専門職や技術者として、社会の中核部門に入っていきます。

〔3〕成人教育、職業訓練

社会人に対する各種講座は、主に大学が主体となって方々で開かれています。

技術的なことから一般教養まで、講座の種類は多様で、普通は夜間開催されますが、学校の夏休、社会人の休暇の集中する時期などには、合宿制で集中的に行われる講座も盛んです。

技能労働力が不足がちな国なので、雇用青年問題省、教育省、州政府などが協力して、技術教育や職業訓練に力を入れています。

職業技能の修得を志す子弟は中等教育終了後、職業教育に重点を置いた高等専門学校、各種の技術専修校、熟練工修習コース等のいずれかの進路選択を行います。

このうち、熟練工養成コースは義務教育終了後の15、6歳からはじめられ、実習期間を含めて4年程続きます。

〔4〕移住者に対する援護、教育

現在オーストラリアの人口の約3分の1は、本人または両親が外国生まれ、すなわち両親以後の世代に豪州に移住した人々で占められており、しかも、そのうち相当多数は非英語圏からの人々です。

職場や学校の中の、一グループ、一クラスをのぞいてみても、そこには髪、目、肌の色の違う様々な人がいます。こうした人々が、豪州での生活に早く馴れるよう、政府をはじめ各種団体が、色々な措置をとっていますが、とりわけ生活適応の基礎となる英語教育に力を入れています。大人用には移民省が中核となって、方々で無料英語クラスが開かれています。基礎から上級まで幾つかのクラスに分かれ、時間帯も午前、午後、夜間等の別があるので、自分の語学力に合わせた授業、自分に都合の良い時間帯を



▲ 移住者に対する英語講座

選べます。

昼間勤務に出るご主人は夜間、時間にゆとりのある主婦は昼間のコースをとる人が多いようです。

一部の小学校では、通常授業とは別に、児童用の初歩英語クラスが設けられています。移住してきたばかりの児童は、通常時間内に、英語クラスと普通のクラスを行ったり来たりしますが、その時間割は、担任の先生が作ってくれます。

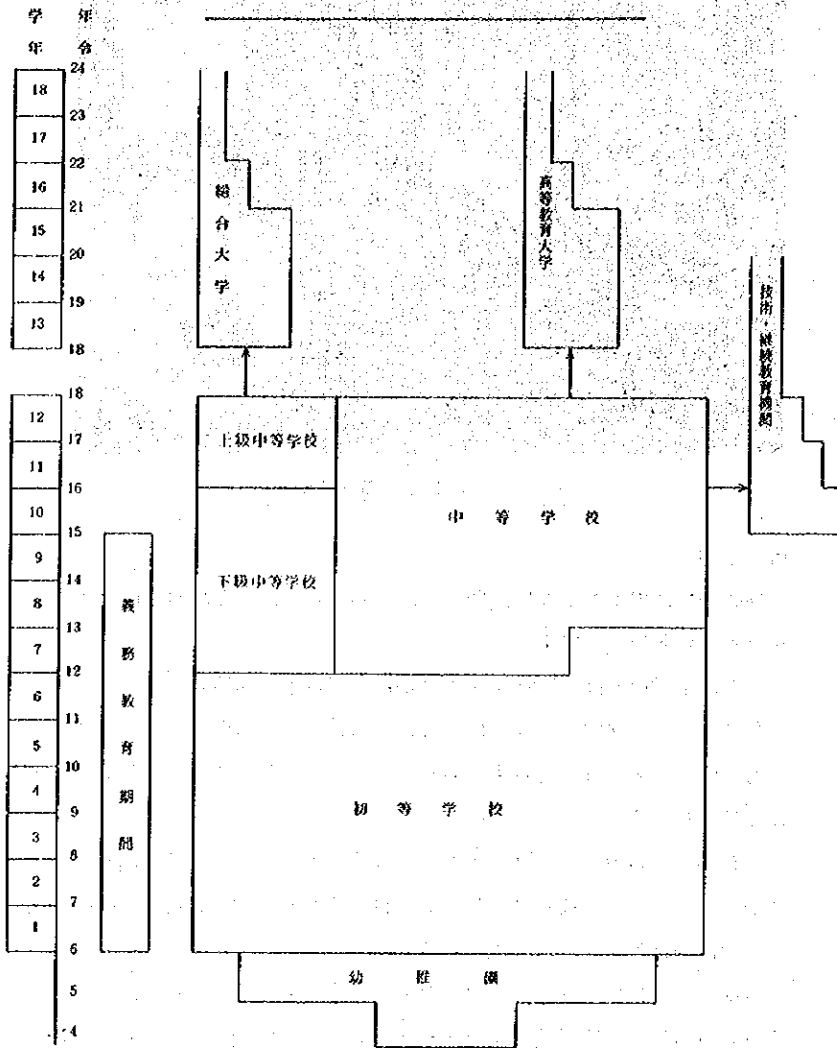
これが一部の中学校では、イングリッシュセンターという英語専修クラスがあって、ここで数カ月（長い場合は6カ月）集中的に英語ばかり習い、その後、通常のクラスに編入されます。

全部の小中校がこうではありませんが、自宅の周辺を何校か調べると、こういう移住者子弟用英語クラスを併設している学校が見つかります。

一般援護の分野では、就職援護、住宅確保援護と並んで、“情報、意思伝達面”の援護が目につきます。

母国語によるテレフォンサービス網、通訳サービス、テレビ、ラジオ番

学 校 系 統 図



付 本図は代表的なものを示したものであり、
実際には様々なバリエーションがある。

組の放送等が徐々に拡充されています。

また、移住者と接する機会の多い一般職業人を対象とした“移住者援護講座”も、政府の計画、資金援助を得て、大学、民族団体、研究所等で開催されるようになりました。これは、いわば地元の豪州人が移住者の母国語、母国文化に対する理解を深め移住者との意思疎通をスムーズにする方法を修得することを目的としています。

6. 住宅事情

豪州に知人や親類を持っている方は別として、普通は、渡航後まずホテルやモーテルに一時宿泊し、そこで貸家（貸間）を探します。貸家に何年か住んで、現地の住宅事情に慣れてくると、当然持家を志し、物件調べをはじめることになります。

住居の貸借や売買の事情は、日本と大分異なりますが、日本に比べ、概して住宅は借りやすく、持ちやすいといえます。

(1) 一時宿泊（ホテル、モーテル、YMCA等）

(1) 交通の便、設備の程度等を反映して、宿泊料は千差万別です。

(2) 料金は、部屋を単位にして決められていますが、概して一人の宿泊料シングルを1.0とすれば、夫婦2人（ダブルまたはツイン）では、1.2～1.5位、更に子供が数人いるとしても、2.0以内に納まります。

週日と週末、夏休みのような旅行シーズンとそうでない季節では、料金に変動があり、また一日単位ではなく一週間単位の割引料金(WEEKLY RATE)を設けている所も少なくありません。

(3) 豪州に着いた直後に、宿泊所の空室探しをするのは大変です。日本出発前に、航空券の手配をする時、同時に、ホテル等の予約を申込むよう、おすすめします。（取扱旅行社または航空会社窓口で）

宿泊期間、料金、ホテル等の所在場所等についての希望も、この際具体的に明示する必要があります。

(2) 貸家、貸間

一般に新聞広告を見て探すか、直接最寄りの不動産業者に行き探します。また自分の好みの条件を新聞広告に出す方法もあります。そして貸主と直接話しをつけるわけですが、不動産業者（REAL ESTATE AGENCY）を介して家を探し、貸借契約を結ぶ場合でも、その手数料は貸主が負担し、借主は払わなくても良いことになっています。

(1) 家族用

独立家屋（HOUSE TO LET）二寝室または三寝室位が手頃。家具付、家具なしの別、その他、こまかい付帯設備の状況をよく調べる必要があります。

芝生の庭付きなので、庭の手入れは借りた方の義務になりますが、中には貸主側が庭の手入費用を家賃に含めているケースもあります。

犬その他ペットを飼いたい人は、契約に先立って飼っても良いかどうか、確認しておく必要があります。

家賃は週決めですが、これをベースとして月払いも可能です。契約時、4週間分位の保証金（日本の敷金に相当）と、1カ月分の家賃前納を求められます。

家賃、家具付の場合 \$ 110 ~ \$ 150/週程度。家具なしは、これより \$ 30位安い。

アパート：日本の大都市にみられる高層アパート、マンションの類は、ほとんどありません。普通、1棟を上下または左右に2軒に分けた家（FLAT）、1棟に5、6軒が連なっている場合（TOWN HOUSE）または2、3階建程度のマンション（HOUSE UNIT）等が、これに該当します。外から見れば集合住居ですが、1軒の内部構成は、独立住宅とほとんど同じです。

独立家屋を借りる時も同じですが、契約時に決めた貸借期間（半年、1年、2年等）を途中で解約すると違約金を払わなければなりません。

やはり家具のついている所と、ついていない所に区分されますが、家

具なしの場合でも、冷蔵庫、オーブン等、台所設備はついています。

賃借料、週\$ 55 (1 寝室、家具なし) ~ \$ 110 (2 寝室、家具付)

(2) 独身者用

貸部屋は設備は十分といえないまでも、安い借料で手軽に利用できます。

また、いくつも部屋のある一軒の家を何人もの単身者が一部屋づつ専用し、台所、リビング、洗面所等を共用する方式 (SHARE ACCOMMODATION) も広く普及しています。

借室料、週 \$ 40 (狭い部屋) ~ \$ 60 (モートルタイプ、家具付)。

食事つきの下宿 (BOARD) は数が少なく、むしろ希望者が "BOARD 求む" の広告を出す方が多いようです。2 食付下宿料は週 \$ 70 ~ \$ 100 位。

(3) 売 家

(1) 先進諸国の中でも、オーストラリアにおける住宅の自己所有率は極めて高いといわれています。

しかも、注目すべきことは、下表のように、世帯主が豪州生まれの家庭よりも、南欧生まれ、すなわち移住者家庭の方が持家率が高いという現象です。

豪州世帯の持家率 (民族別)

家長の出生国	豪 州	英 国	イタリー	ギリシャ	ユーゴスラビア
持家率%	71.6	69.6	90.0	83.8	79.6

注 豪州 6 大都市圏居住世帯

(2) 一軒家は必ず敷地付ですが、敷地 (HOME SITE) だけ売っている例もあります。敷地の広さは異なりますが、小さな家でも 500 ㎡以上はあり、建築部分以外は芝生のある庭になっています。

(3) 住宅の売買価格は立地条件、設備、規模等によって様々ですが、シドニー地区における標準評価額は次の通りです。もっともシドニー地区は、

豪州でも最も住宅価額の高い土地で、以下、キャンベラ、メルボルン、ブリスベン、アデレードの順で、安くなっていきます。一概には云えませんが、メルボルン地区の価格はシドニーの7～8割程度といわれています。

住宅標準評価額 (1983年6月末現在)
シドニー地区3寝室の独立家屋

都心からの距離	0～6 km	6～25 km	25 km 以遠
平均価額ドル	128,382	100,949	63,500
最高 〃 ドル	340,000	200,000	110,000
最低 〃 ドル	57,000	65,000	42,000

また、シドニーとその衛星都市における2・3階建マンション(HOME UNITS、2寝室、1棟に8～12戸居住)の場合、1戸当たり平均評価額は、64,036ドル(最高95,000ドル)(最低40,000ドル)です。

以上の83年6月現在平均評価額は、この1年間の経済不況の浸透を反映して、前年同期比、軒並み2%～7%の減を示しました。

住宅の新築購入実例(シドニー)

イ 新築

移住後2年目のA氏(機械技術者)

敷地を購入した後、既存の設計図パターンに基づいて新築。

83年7月発注 11月竣工

場所 シドニー都心より南西約18 km

造り 外側レンガ 内側ブロックベニヤ

4寝室、流し台、温水ヒーター等付帯設備付。

費用 土地購入費 A\$46,000 (15.5m × 36m)

建築費 A\$40,000 (床面積178㎡)

諸手続費用 A\$2,000

家具類新規購入等 A\$10,000

計(概算) A\$98,000

うち、住宅ローンA\$50,000、年利12.5%、期間20年

ロ 購入

移住後3年目のB氏(コンピューター技術者)

(81年1月購入)

場所 シドニー中心街より北28km

概要 外側レンガ造り, 内側は概ね木材, 3寝室, ガレージ付。

敷地 18m × 40m 建築後11年

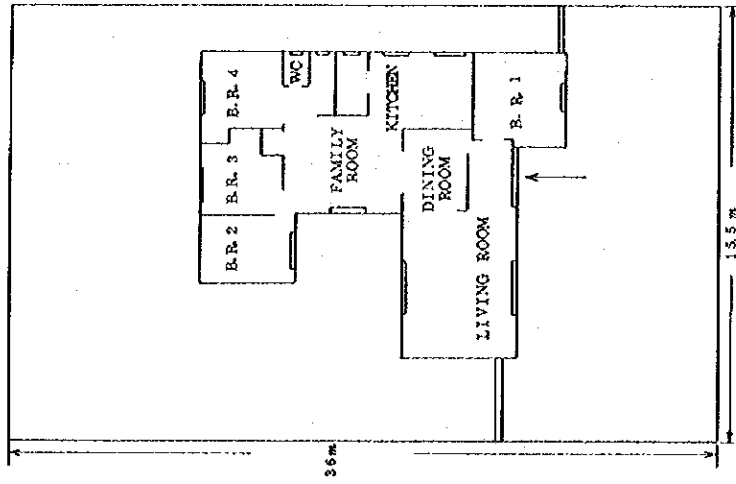
総額 A \$ 87,000

購入手続費用 A \$ 3,000

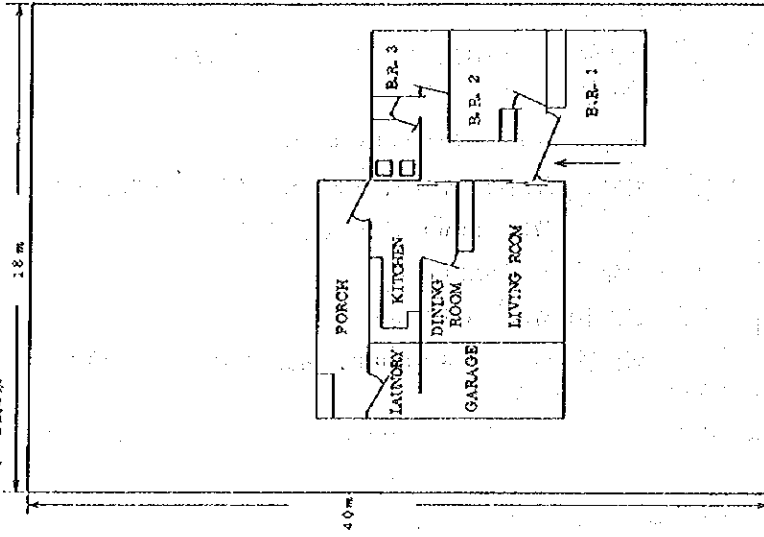
銀行借入金 A \$ 47,000, 利息14.5%/年, 期間25年

見 取 図

1、A氏の家



2、B氏の家



EXAMPLES(SYDNEY)

(a) Vacant Land for Sale

Suburb	Price	Size of Block	Type of New Residential Development and Approximate Cost (including land)	Description of Area
Orchid Hills	\$ 19,500/	600.00 m ²	Medium	50km west of City.
	\$ 23,750		\$ 54,500/ \$ 58,750	Undulating land. Private transport to train to City.
Campbelltown	\$ 17,500/	650.00 m ²	Medium	52km south of City.
	\$ 25,000		\$ 55,500/ \$ 63,000	Undulating land. Private bus transport to train to City.
Mt Colah	\$ 28,000/	780.00 m ²	Medium	30km north of City.
	\$ 39,000		\$ 75,000/ \$ 80,000	Bus to train to City.

(b) Houses Being Erected

Type	Size	Containing	Approx. Cost of Erection	Remarks
Brick veneer	140.00 m ²	3 bedrooms, dining room, lounge room, family room, kitchen, bathroom, ensuite, laundry, garage.	\$ 45,000	Price excludes paths, fences and site costs.
Brick veneer	130.00 m ²	3 bedrooms, dining room, lounge room, family room, kitchen, bathroom, ensuite, laundry, garage.	\$ 40,000	Price excludes paths, fences and site costs.
Brick veneer	91.00 m ²	3 bedrooms, dining room, lounge room, kitchen, bathroom, ensuite, laundry, double garage.	\$ 35,000	Price excludes paths, fences and site costs.
Brick veneer	125.00 m ²	4 bedrooms, dining room, lounge room, family room/kitchen, laundry, garage.	\$ 35,000	Price excludes paths, fences and site costs.

Type	Size	Containing	Approx. Cost of Erection	Remarks
Brick veneer	143.50 m ²	3 bedrooms, dining room, lounge room, family room, kitchen, bathroom, ensuite, laundry, double garage.	\$ 37,985	Price excludes paths, fences and site costs.
Brick veneer	108.00 m ²	3 bedrooms, dining room, living room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 36,500	Price excludes paths, fences and site costs.

(C) Houses for Sale

Suburb	Type of Construction	Age	Size	Containing	Purchase Price (including land)	Description of Area
Kings park	Brick veneer	4 yrs	98.00 m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 72,000	38km west of City. Undulating land. Bus to City.

Suburb	Type of Construction	Age	Size	Containing	Purchase Price (including land)	Description of Area
Guildford	Brick veneer	21 yrs	120.00 m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 72,000	27 km west of City. Parramatta Shopping Centre within 3 km.
St Clair	Brick veneer	3/4 yrs	95.00 m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 54,000	42 km west of City. Private bus to St Marys station then train to City.
Engadine	Brick veneer	13 yrs	121.00 m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, carport.	\$ 84,000	32 km west of City. Trains to City Centre. Close to National Park.
Fairfield	Brick cladding	30 yrs	115.00 m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 54,000	28 km south-west of City. Bus to City. Close to amenities.

Suburb	Type of Construction	Age	Size	Containing	Purchase Price (including land)	Description of Area
Merrylands	Fibro	20 yrs	120.00m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 60,000	25km west of City. Trains to City Centre.
Punchbowl	Fibro	28 yrs	119.00m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, garage.	\$ 60,000	18km south-west of City. Bus and trains to City.
St Andrews	Brick	3 yrs	87.00m ²	3 bedrooms, lounge room, dining room, kitchen, bathroom, laundry, carport.	\$ 58,000	48km south-west of City. Private bus to Minto station then train to City. New Developing.
Bangor	Brick veneer	New	167.97m ²	4 bedrooms, dining room, family room, rumpus room, study, kitchen, bathroom, ensuite, laundry, garage.	\$ 91,000	Newly developed area 28km south of City. Private transport to trains to City.

7. 買物と物価

(1) 商店等の営業時間

イ. 一般商店	月曜～金曜	9.00 A.M～5.00 P.M
	土曜	9.00 A.M～正午
	日曜	閉店

ただし、夜間9時まで一斉に営業している日が週に1日または2日ありますが、その曜日は都市によって異なります。

シドニー木曜、キャンベラ金曜、メルボルン木曜及び金曜。

一般に商店の営業時間を延長または自由化しようとする動きがありますが、これに異議をとなえる向きもあって以上の営業時間は、大幅に急に変わりそうもありません。

商店街（SHOPPING ENTRE）だけが、まとまって散在しており住宅街とはっきり区画されています。

ロ. 例外的な店

- レストランと一部の小規模食料品店、ファースト・フード・チェーン
土曜も日曜も夜間も閉店している。
- ガンリン・スタンド、薬局。上と同じ。

ハ. その他

一般に、月曜～金曜の5日間工場は8.00 A.M～4.00P.M、オフィスは9.00 A.M～5.00P.M、銀行の窓口事務取扱は9.00 A.M～5.00P.M。
いずれも土曜、日曜は全休。

(2) 物 価

生産地または入港地からの輸送コストの関係で、物価は都市によって若干の差がみられます。

食品類については、夜間や日曜も閉店している小さな店はやや割高で、やはりスーパーマーケットが少し安いようです。しかし、食料品は日本よりも安いといえます。

衣類、雑貨については、高級品は日本製、ヨーロッパ製が多く、普通品には国産のほか、韓国、香港、台湾、中国製が多くみられます。

家庭電気器具、カメラ等、耐久消費材は日本に比べ、相当割高です。

電気器具は、電圧（240 V）と、差込口が日本と全く違いますから、日本から携行する場合は注意が必要です。

個々の品の価額表は、末尾の参考欄に記載されている通りで、（83年9月現在）消費者物価上昇率は、過去1年間1%台（対前年同期比）を記録してきましたが、経済不況の影響で83/84年度は、7.5%程度に落ちる見込みです。（政府見通し）

(3) 標準生活費(例)

月 額		シドニー居住の場合	
区分 費目	夫 婦 と 子 供 2 人		単 身
	額	内 訳	
食 費	355	外食費を含む	200
家 賃	520	3寝室の独立家屋	272
車維持、走行費	130	燃料、保険、修理を含む	110
電 気 代	34		19
医 療 費	70	健康保険料を含む	35
交 通 費	30	電車、バス代	18
衣 類	75		34
し づ 品	50	タバコ、アルコール	30
通 信 費	17	電話、郵便	10
教 育 費	8	月謝、教科書代	—
小 遣 費	50		50
計	1,339		778

移住したての頃、次の手段を幾つか併用すれば、この標準生活費を、月間数百ドル節約することは可能。

- イ. 借家を3寝室から2寝室の規模に縮小、またはアパート住まいにする。
- ロ. 車の使用を最少限に抑え、または通勤事情が許せば車を当座の間保有せず、なるべく交通機関を利用する。

- ハ、衣類をなるべく多く日本から持参し、携行して来る。(日本の衣類は、良質で永持ちする。)
- ニ、移住後半年間、無料で医療を受けられる手続きをとる。(従って6カ月間は、健康保険料を払う必要がない。)

8. 自動車

土地の広い豪州では、大都市の生活空間もゆったりしており、各生活施設間の距離もぐんと長くなります。

これらを結ぶ公共交通機関は、比較的人口の集中している大都市の一部で機能していますが、例えば通勤手段として鉄道やバスを利用している人は、全通勤者の18%で、残りの82%は車を運転して職場に向かっています。(81年 国勢調査)

移住後、日の浅いうちはともかくとして、落ち着いてくると通勤ばかりでなくレジャー、買物、通学児の送迎、社交の点で車の有無によって、生活の不便が大きく左右されてきます。

円滑な日常生活に欠かせない車ですが、この車の値段は“自動車王国”の日本に比べ、新車・中古車ともに倍以上も高い現状にあります。現在豪州で自動車を製造しているのは、G M、フォード、ニッサン、トヨタ、ミツビシの5社ですが、日本よりも生産規模がずっと小さく、労働コストが高く、部品を製造する関連中小企業の裾野が広がっていないこと等が、価格高の主因です。輸入車も普及していますが、国産車との均衡上高価格であることに変更ありません。

日本と同じ左側通行、車は右ハンドルの関係もあって、日本で使っていた愛車を移住時携行して来る人が、ぼつぼつ出てきました。永住権を持って最初に入国する時は、日常使用していた身の回り品は無税で通関されますが、この身の回り品の中には、日本で最低3カ月以上所有し使用していた自動車も含まれます。

自動車1台の船賃は、東京～シドニー間で40万円～50万円(車の大きさに

よって違う)もかかりますが、これに加えて諸掛や一部の改造費を支払っても、車種によっては豪州車の購入よりは日本から携行して来た方が得な場合があります。移住時愛車を航送(別送)して来る人は、購入、所有、登録、輸入、航送等についての各書類の提出が必要となります。

車の整備・点検事情についても、日豪間の違いを理解しておく必要があります。日本では、法定点検と車検整備が義務づけられているため、車の持ち主(オーナー)は車のメカニズムにうとくても修理工場に一任すれば一定の整備状態を保てますが、豪州ではどこを点検・整備するかはオーナーが決め、修理工場(ガレージ)に具体的に指示する責任があります。

いわば、修理工に任せきりにできないわけで、オーナーに少くともどこを整備・修理したいのか、部品を代えるのか単なる調整だけで済ませるのか、というような判断ができないと、上手な整備は期待できません。従って、オーナーには車のメカニズムに関する基礎的な知識とある程度の“自動車英語”の修得を欠かせません。

車関係の免許は、州政府の所管なので州毎に少しずつ事情が違いますが、車の登録台数や運転免許保持者の最も多いニューサウスウェイルズ州(シドニーが州都)の場合、その概略は次の通りです。

イ. 運転免許

視力検査、走行法筆記テストを通れば、路上運転練習許可が与えられる(免許所持者の同乗が条件)。更に、路上運転実技試験(ROAD TEST)を経て免許証が交付されます。

日本の運転免許証を携行して行けば(その英文翻訳も必要)、上記のうち実技試験は免除されます。永住権を持った人の国際免許は、入国後3カ月たつと失効します。

免許証の有効期間は、発行日を起点とし、1年、3年のように数種類あり、本人の希望により、この期間を選択できます。もちろん免許交付料は期間が短かければ安く、長くなるほど高くなります。

他州に転住した場合は、転住先の州の免許に切替える手続をしなければ

なりません。

免許の取消につながる交通違反については、その罰則はこまかく規定されており、日本のような持ち点減点制もあります。

ロ. 車輛登録、保険

毎年1回、所要の経費（現在約\$ 140）を添えて、登録更新手続きをとります。その際法定の安全点検を受けなければなりません。

日本の“自賠責”に当る第三者傷害保険は強制加入制で、自動車登録更新時、年間保険料を同時に払い込みます。それ以外の、車体、運転車自身等に係わる保険は任意加入です。

9. 銀行等の利用

(1) 預金

移住時に携行してきたまとまった資金の安全な管理と有利な運用を図るため、早々と銀行預金口座を開設する必要があります。口座を設ければ、日本からの追加送金もこの口座で受入れることができます。

手持ち現金は、日常の買物に必要な程度にとどめ、まず1カ月分の生活費程度の金額を目安として、小切手口座（CHEQUE ACCOUNTS）を開きます。これは、日常の支払手段として個人小切手を使用される機会が、日本よりはるかに多く、小切手なしの生活は大変不便であるからです。

小切手口座の堅実な出納は、金融上の個人信用の基礎ともなります。

しかし、小切手口座の維持には、僅かながらも手数料等がかかりますので、携行資金の大半は利息のつく普通預金（SAVING ACCOUNTS）、定期預金（FIXED TERM DEPOSITS）等の口座に預け入れます。金利は自由競争下にあるので、同じ種類の預金でも金融機関の間に差があり、金融状況に対応して、年に数回調整されますが、概して豪州の預金金利は、日本の倍近くも高く受取利息もばかになりません。

定期預金の期間は細かく定められており、普通預金と一口に言っても、通帳を用いる金利の安い方と、通帳を使わない金利の高い方に分れる等、

日本の銀行と異なる点があります。定期・普通預金の名称も、各銀行毎の愛称・通称で表示されているので、これらの種類と内容・条件を窓口でよく確かめなければなりません。現金自動支払機（預金機を兼ねる）は日本と同様に普及しており、多用されています。

なお、受取利息に対する課税については、日本のような㊟や特優はなく、利息だけの分離課税もなく、他の所得と合算され、いわば総合所得課税方式がとられています。

預金利率例（年利）

豪州で最も預金量の多いWESTPAC銀行の例。

83年8月現在

定期預金 ※1		単位 %		普通預金		単位 %	
預入期間	預入金額		預金残高	※2 非通報方式	※3 通報方式		
	2万ドル以下	2万1ドル～5万ドル					
30日～2カ月	11.0	11.0	499ドル以下	5.0	—		
2カ月～6カ月	11.25	11.50	500ドル以上 1,999ドル以下	8.5	—		
6カ月～12カ月	11.50	11.75	2,000ドル以上	11.0	—		
12カ月～18カ月	11.75	12.0	4,000ドル以下	—	3.75		
18カ月～48カ月	11.25	11.50	4,000ドル以上	—	6.0		

WESTPAC銀行での預金の通称 ※1 BONUS DEPOSITS

※2 ADVANTAGE SAVER ACCOUNTS ※3 SAVINGS ACCOUNTS

(2) 個人貸付

次の個人宛融資は非常に借りやすく、広く利用されています。移住後の労働・生活が軌道に乗ったら、これらの利用は十分検討に値します。

イ. 住宅ローン

普通銀行や住宅ローン専門機関（BUILDING SOCIETY）が活発に貸出しています。ローンの条件は、金融機関によって差異があり、例示すれば次の通りです。

58年8月現在

貸出機関 内 容	W普通銀行	N 州 立 銀 行	U住宅ローン会社
預金口座 保持の要否	要 12カ月以上	条件ではないが開設した人 が優先される。	否
ローンの年利	12%	最初の3万ドルまで12%	3万ドルまで13%
貸付限度額	過去の預金 総額の4倍	購入（又は新築）住宅の 銀行評価額の75% 償還金が、税込所得の25% 又は共稼ぎ合算所得の20% 以内に収まる範囲	同左の90% 償還金が主たる家計維持 者の収入の25%及び共稼 ぎパートナーの収入の金 額以内に収まる範囲。
償還最長年数	25年	20年 しかしなるべく15年が良い	25年

ロ. 個人消費ローン (PERSONAL LOAN)

条件に合えば、申込んだその日のうちに貸付手続きがとられます。

ある普通銀行の場合、条件は次の通りです。

- 資金の使途 住居の増改築、プール設置、台所設備やジュエリーの更新、ピアノ、車、ボート等の購入その他家庭生活の充実に必要な用途。
- 預金口座保有の要否 必要ない。任意。しかし返済用に口座があった方が便利。
- 償還期間 6カ月～72カ月
- 貸付額 最低1千ドル以上。用途に必要な額まで。
- 借入れコスト 年利9.75% (83年8月現在) 借入時の手数料1.25% (最低50ドル) 融資保険料1千ドルにつき20セント印紙税

10. 官公庁への諸手続

(1) 結 婚

法定結婚可能年齢は、男性18歳、女性16歳です。もっとも極めて特殊で止むを得ない事情下にあると判事（家庭裁判所）が認めれば、この年齢がそれぞれ2歳ずつ引下げられる特例はあります。

婚姻の式を挙げる場所は、教会が一般的ですが、自分の家、公民館、その他任意の場所でやっても差支えありません。婚姻の手続きは、例えば教会で式を挙げる場合、教会に備えつけてある届出用紙に、あらかじめ必要事項を記入しておき、式が終わった後サインし、それを司祭に預けておけば、司祭が登記所に届出てくれます。勿論、自分で直接登記所へ行っても構いません。

(2) 登 記

結婚のほか、出生、死亡、地権の移転等の登記を扱う場所は、普通“REGISTRAR'S OFFICE”と云います。自動車関係の登録は、これとは別にあり“REGISTRAR OF MOTOR VEHICLE”と称されています。

(3) 帰 化

永住権を持って3年以上の豪州居住実績があることが帰化を申請できる資格となっています。

また帰化できる条件としては、素行善良、一応の英語力を持つこと（高齢者には多少の配慮が加えられる）。豪州市民たる責任と義務をわかまえていること、そして豪州永住の意思を表明すること等が挙げられます。

移住者として永住権を持つだけでも、帰化して市民権を持っても、日常生活を営むには、ほとんど差はありません。税金を納めること、社会保障の恩恵を受けること、教育、医療その他の公共サービスを利用すること等については、両者は全く平等です。

その主な違いは市民権を持つと、選挙権（参政権）を与えられ、高級公務員や弁護士等一部の高級専門職に進む道がひらかれることにあります。

なお、一度取得した市民権が取消されるのは、市民権取得申請の時、虚偽の陳述をしたことが判明した場合に限られます。

帰化して市民権をとるか、または永住権だけで住みつくかの選択は、全く個人の自由ですが、豪州政府としては、国政との一体感を持ってもらうために、当然移住者に帰化を推奨しています。

注 帰化者の数(人) 77年 78年 79年 80年 81年
(83年イヤーブック) 70,706 65,094 53,555 68,145 56,459

(4) 兵役

一時期、準徴兵制の時代もありましたが、1973年の法改正以来、志願制をとっています。

(5) 諸免許(車以外)

銃砲所持(警察)、狩りょう(発砲する場所の地主の許可)、魚釣り(州政府、自然保護または農林関係部局)、森林の枯木採取(同上。ピクニック等に使用の場合)、その他、建築関係、各種代理店開設関係は免許制です。

また、飼犬については免許制ではないが、その購入、予防注射、老犬処分等は、指定の機関(例えば、動物愛護協会)を通じてでなければ認められません。

注 旧(5)宗教は、第一部で説明してあるので、この部分からは控除する。

11. 税金

連邦税に所得税、法人税、間接税(物品税、関税、出国税)があり、州税に印紙税、事業所税等があります。

移住して来た人に最も関係が深いのは、このうち所得税ですから、以下そのあらましを記します。

勤労者の納める所得税は、勤務先で給与を受領する都度、源泉徴集されますが、毎年1回8月末日までに前会計年度(前年7月1日から当年6月30日

まで)分について確定申告を行う義務があります。

申告の結果、納入不足分は、10月末日までに追加払うことになっていきます。また課税対象年収が4,461ドル以下の人は無税ですから申告の必要はありません。

所得税の中でも最も普遍的で基礎的な給与所得を主収入とする人の場合、最近年度(1982年7月-1983年6月)における申告、査定の手順は次の通りです。

(1) まず給与とそれ以外の収入(失業手当、一部の政府年金、企業年金、休暇買上料、退職金、受取利息等)を合算して年収額を計上します。次にこの年収額から労働組合費、業務遂行に要した経費、自宅の維持修復費、特定の寄付、税理士への支払い等に要した経費及び会社から支給された単身赴任手当等を差引きます。(収入控除)

この収入控除後の金額が、課税対象収入となり、次の税率表が適用されて、総課税額(GROSS TAX PAYABLE)が算定されます。

税率(5段階) 1982~1983年度、単位:ドル

課税対象収入	税 額
4,461以上	免 税
4,462~17,893	4,462を超えた金額について、その30.67%
17,894~19,499	4,119.59 + (17,894を超えた金額の35.33%)
19,500~35,787	4,686.99 + (19,500を超えた金額の46.0%)
35,788以上	12,179.47 + (35,788を超えた金額の60.0%)

(2) この総課税額から、特定の生活費控除及び扶養親族等控除(いずれも一定限度額が設けられている)が行われて(税額控除)実際納税額(NET TAX PAYABLE)が決定されます。

控除対象となる生活費とは、それぞれ限度額がありますが生命保険料、恩給積立金、医療関係支出、教育費(自己教育を含む)、自宅の土地税、葬儀費用等です。

また扶養親族控除額は、配偶者830ドル、両親780ドル、病身の被扶養

者 376 ドルです。この控除額は、いずれも無収入の場合で、それぞれ一定額以上の収入があると、控除額は減額されます。

なお、15歳以下の子女については、家族手当と呼ばれる児童手当をもらっているため、控除の対象に入りません。

(3) 税額の例

総課税額算出

イ. 課税対象年収 A \$ 10,294 の場合

課税対象収入 (10,294 - 4,462 (免税点)) × 30.67%

= A \$ 1,788.67 総課税額

ロ. 課税対象年収 A \$ 18,516 の場合

課税対象収入 4,119.59 + (18,516 - 17,894) × 35.33%

= A \$ 4,339.34 総課税額

この総課税額から、個人毎に扶養親族の有無、控除対象生活費の多寡等に応じて幾つかの税額控除が行われるので、実際納税額は千差万別になります。これらの控除を受ける場合はそれぞれ領収書、証拠書類の添付が必要なことはいまでもありません。

12. 医療制度

(1) 健康保険制度 (1981年9月1日から施行されている新制度)

(i) 制度のあらまし

イ. 連邦政府が一律に定めた医療制度の枠組みの中で、登録された民間保険基金が、保険料徴収、保険給付の実務にあたっています。

保険料や給付の程度は基金別に多少の差異はあっても、州別の差異はあまりありません。

ロ. 保険は全くの任意加入。保険に加入していない人は医療費の全額を自己負担します。

ハ. 基本保険料の30%は、連邦政府より税割り戻しの形で還付されます。

ニ. 保険に加入してから、実際の給付を受けられるまでの待機期間は2

カ月間です。

ホ. 次に該当する人は、保険に加入していなくても、診療費、入院費が無料になるか、または診療費1回当り最高5ドルで済みます。

この特典を受けるためには、社会保障局に申込んで、所定の証明書(HEALTH CARE CARD等)を取得しておく必要があります。

- 年金受給者、疾病給付受給者及びその被扶養者
- 到着後6カ月以内の移住者及び難民
- 失業給付または特別給付(生活保護にあたる)受給者
- 定水準以下の低額所得者

(2) 保険料、給付及び自己負担

イ. 保険の種類は、診療用(MEDICAL)と病院用(HOSPITAL)に大別され、この各々が基本的(BASIC)な給付と、更に細かい給付が付加されたものに分けられます。

従って保険の加入形態は、8~10種類(保険基金により差がある)位あり、どの基金のどの保険に加入するかは、全く加入者の選択にゆだねられています。

ロ. 診療保険は、診療費の85%(このうち30%は政府が負担)以上は、保険でカバーされ、自己負担額は1回当り、10ドル以内と定められています。

ハ. 各種ある保険の中でも、最も代表的なもので、最大手のMEDIBANK基金の“家族用基本保険”——診療保険と病院保険の双方を含み、略称BASIC FAMILY PLAN——に例をとると、その保険料、給付内容は次の通りであります。(83年9月現在)

保険料——家族、月額66.50ドル(単身者は半額)

給付

- 診療給付 ——一般科目及び眼鏡調整費の85%以上
- 病院給付 a 通院診療費 1回当り 15ドル以内
- b 入院診療費 1日当り 60ドル "

- c 公立病院入院室料 1日当 120ドル以内
- d 私立病院入院室料 1日当 136ドル
- e 救急車利用料

備考 a, b, cは加入者が自己負担する限度額である。

- ① a, b, cは公立病院が請求する限度額でもあるので、加入者は自己負担の必要はありません。
dで手術が施された場合は、148ドルに増額される。
- ② 以上は“基本保険”ですが、最も保険料の高い（1家族月額 89.50ドル）上級保険（SUPER FAMILYPLAN）の場合は、入院室料給付が高い（公立の場合、個室相当 165ドル、私立の場合 165ドル）他、若干の制限付ながら次のサービスが付加されます。
歯科診療、指圧・灸療法、薬品代、家庭看護料、私立病院での雑経費、海外旅行中の傷病、義手義足類、眼鏡等の調製。

参 考

1. 連邦政府組織図	79
2. 祝 祭 日	81
3. 移住者関係連絡先	84
4. 物価一覧表	85
5. 履歴書の書き方	88
6. 国際協力事業団国内機関一覧	97

1. 連邦政府組織図

COMMONWEALTH GOVERNMENT	連邦政府本省
1 ABORIGINAL AFFAIRS	原住民関係省
2 ATTORNEY-GENERAL	法務省
3 AVIATION	航空省
4 COMMUNICATIONS	通信省
5 DEFENCE	国防省
6 DEFENCE SUPPORT	国防支援省
7 EDUCATION AND YOUTH AFFAIRS	教育青少年問題省
8 EMPLOYMENT AND INDUSTRIAL RELATIONS	雇用・労使関係省
9 FINANCE	財務省
10 FOREIGN AFFAIRS	外務省
11 HEALTH	厚生省
12 HOME AFFAIRS AND ENVIRONMENT	内務・環境省
13 HOUSING AND CONSTRUCTION	住宅・建設省
14 IMMIGRATION AND ETHNIC AFFAIRS	移住・民族関係省
15 PRIMARY INDUSTRY	第一次産業省
16 RESOURCES AND ENERGY	資源・エネルギー省
17 SCIENCE AND TECHNOLOGY	科学・技術省
18 SPORT, RECREATION AND TOURISM	スポーツ・レクリエーション・観光省
19 TERRITORIES AND LOCAL GOVERNMENT	特別国務省
20 TRANSPORT	運輸省
21 TREASURER	大蔵省
22 VETERANS' AFFAIRS	退役軍人省

備考1. 28省序の記述順序は、通常アルファベット順による。

2. 上記の各省名の前に、所管大臣は、MINISTER FORが付され、
“省”そのものは、DEPARTMENT OFと書かれる。

参 考

“移住・人種問題省”の内部機構

1. 国内地域総局及び出先事務所

は総局

- A A. C. T. (CANBERRA)
- B N. S. W. 州 SYDNEY, BOTANY, LIVERPOOL, NEW CASTLE, PARRAMATTA, ROCKDALE, WOLLONGONG
- C VICTORIA州 MELBOURNE, ALBURY-WODONGA, FOOTSCRAY, GEELONG, LA TROBE VALLEY, PRAHRAN, RESERVOIR, SHEPPARTON, WINDSOR
- D Q. L. D. 州 BRISBANE, TOWNSVILLE
- E S. A. 州 ADLAIDE, SALISBURY, UNLEY, WOODVILLE
- F W. A. 州 PERTH, FREMANTLE, NORTH PERTH
- G TASMANIA州 HOBART, LAUNCESTON
- H. NORTHERN TERRITORY, DARWIN

2. 海外機構（移民官の所在国，都市）

下記，国名のみの場合はその首都の，（ ）内に都市名ある場合は，その都市に所在する豪州在外公館に，当省派遣の移民官が，外交官ステータスを保有して駐在している。

ARGENTIN, AUSTRIA, BRITAIN (LONDON, EDINBURGH, MANCHESTER), CANADA (VANCOUVER, TORONTO), CHILE, CHINA (BEIJING), DENMARK, EGYPT, FIJI, FRANCE, GERMANY, GREECE, HONG KONG, INDIA, INDONESIA, IRELAND, ISRAEL, ITALY (ROME, MESSINA), JAPAN, KENYA, KOREA, MALAYSIA, MARTA, NETHERLANDS, PAPUA NEW GUINIA, PHILLIPPINS, POLAND, PORTUGAL, SINGAPORE, SOUTH AFRICA (PRETORIA, CAPETOWN), SPAIN,

SRILANKA, SWEDEN, SWITZERLAND, SYRIA, THAILAND, TURKEY, U.S.A. (WASHINGTON, CHICAGO, LOS ANGELES, NEW YORK, SAN FRANCISCO), YUGOSLAVIA

以上39ヶ国48都市

2. 祝 祭 日

全国一律のものと、各州毎に祝われるものの二通りに分けられます。祝祭日が日曜日と重なる場合は、通常翌日の月曜日が休みとなります。

(1) 全国共通祝祭日

- 1月1日 NEW YEAR'S DAY 元 旦
- 1月最終月曜日 AUSTRALIA DAY オーストラリア・デイ
- 3月～4月 (年により変わる)
- 復活祭前金曜日 GOOD FRIDAY 復活祭休日
- " 土曜日 EASTER SATURDAY "
- " 日曜日 " SUNDAY "
- " 月曜日 " MONDAY "

注 1981年の場合、復活祭休日は4月17日(金)～20日(月)でした。

- 4月25日 ANZAC DAY 戦争記念日
- 12月25日 CHRISTMAS DAY クリスマス
- " 26日 BOXING DAY " 贈物日

(2) 州別祝祭日

イ. ニュー・サウス・ウェールズ

- 6月第2月曜 QUEEN'S BIRTHDAY 女王誕生日
- 10月第1月曜 EIGHT HOURS' DAY 労働の日

ロ. ビクトリア

- 3月第2月曜 LABOR DAY 労働の日
- 6月第2月曜 QUEEN'S BIRTHDAY 女王誕生日
- 9月第4木曜 MELBOURNE SHOW DAY ショー・デイ

- 11月第1火曜 MELBOURNE CUP DAY カップ・デイ
- ハ. 首都直轄地 (キャンベラ)
 - 3月第3月曜 CANBERRA DAY 創設記念日
 - 6月第2月曜 QUEEN'S BIRTHDAY 女王誕生日
 - 10月第1月曜 EIGHT HOURS' DAY 労働の日
- ニ. 西オーストラリア
 - 3月第1月曜 LABOR DAY 労働の日
 - 6月第1月曜 STATE FOUNDATION DAY 州記念日
 - 9月最終水曜 ROYAL AGRICULTURAL SHOW DAY 農業博覧会日
 - 10月第2月曜 QUEEN'S BIRTHDAY 女王誕生日
- ホ. 南オーストラリア
 - 6月第2月曜 QUEEN'S BIRTHDAY 女王誕生日
 - 10月第2月曜 EIGHT HOURS' DAY 労働の日
- ヘ. クスマニア
 - 10月第2木曜 SHOW DAY(LAUNCESTON) ショーデイ
 - 10月第3木曜 " (HOBART) "
 - 11月第1月曜 BANK HOLIDAY 銀行休日
- ト. クイーンズランド
 - 6月第2月曜 QUEEN'S BIRTHDAY 女王誕生日

参 考 主な祭りと行事 (祝祭日関連)

- 1月 AUSTRALIA DAY
1788年のA. フィリップ提督の上陸記念ヨットレース
(於 シドニー湾)
- 3月 ADELAIDE FESTIVAL OF ARTS
アデレード芸術祭。期間3週間。偶数年のみ。
- 3月 MOOMBA FESTIVAL
期間10日間。於メルボルン。

- 3～4月 ROYAL EASTER SHOW
シドニーで開かれる豪州最大の農業産業祭。
- 4月 BAROSSA VALLEY VINTAGE FESTIVAL
ブドウ酒産地南オーストラリア州バロッサ地方のブドウ祭り。
但し隔年開催。
- 5月 SYDNEY SHEEP SHOW
全国から羊と牧畜業者が集まる催し。
- 9月 ROYAL AGRICULTURAL SOCIETY OF VICTORIA
SHOW
メルボルン農業祭 (10日間)
- 10月 WARATAH FESTIVAL
シドニーの祭り (1週間)
- 11月 MELBOURNE CUP
競馬祭り
- 12月 SYDNEY-HOBART YACHT RACE
最大のヨットレース

3. 移住者関係連絡先

1	国際協力事業団 シドニー事務所	LEVEL 20, CAGA CENTRE 8-18 BENT ST, SYDNEY 2000 郵便宛先 G.P.O. BOX 3892, SYDNEY 2001 TEL シドニー 233-7652
2	移住者団体	
A	メルボルン日本クラブ 略称 JCV JAPAN CLUB OF VICTORIA	121 BARKERS RD, KEW, VICTORIA 3101 TEL メルボルン 861-9998
B	シドニー日本クラブ 略称 JCS JAPAN CLUB OF SYDNEY	7 GUINEA ST, KOGARAH, NSW 2217 郵便宛先 G.P.O. BOX 4735, SYDNEY 2001 TEL シドニー 587-7781
3	新移住者援護関係者	
A	メルボルン; 林 謙 (JCV会長) 和田 守生	2 A の JCV 連絡先と同じ 26 BENGA AV, DANDENONG, VICTORIA 3175 TEL メルボルン 791-7554
B	シドニー; 保坂 佳秀 (JCS 代表幹事) 赤穂 成一	2 B の JCS 連絡先と同じ LOT 102, PENSHURST ST, PENSHURST, NSW 2222 TEL シドニー
C	ブリスベイン; 賀川 康 藤崎 善功	2 MOYNIHAN ST, ASCOT, BRISBANE QLD 4007 TEL ブリスベイン 262-3823 3/60A EMPEROR ST, ANNERLEY, QLD 4103 TEL ブリスベイン 393-1081

オーストラリア移住協力員

協力員氏名	職 業	住 所
和田 守生	豪州日産自動車	26 BENGA AV, DANDENONG, VIC. 3175
高安 三郎	ときわ貿易(株) (シドニー)	54 KAMERUKA RD, NORTHBRIDGE N.S.W. 2063

4. 物価一覧表 (83年9月現在) シドニー

換算A\$1.00=¥215
1983年10月現在

分類	品名	量	価格	備考
衣類 寝具等	丸首スポーツシャツ	1枚	8.00 ~ 12.00	スーパーマーケット価格
	ジーンズ	1本	10.00 ~ 25.00	"
	パジャマ上・下	1着	10.00 ~ 15.00	"
	靴	1足	2.00 ~ 3.50	"
	毛布ダブル	1枚	45.00	"
	シーツダブル	2枚SET	35.00	"
	バスタオル	1枚	6.00 ~ 12.00	"
	スリッパ・靴	1足	8.00 ~ 18.00	"
	サンダル	1 "	8.00 ~ 15.00	"
	婦人用サマードレス	1着	15.00 ~ 20.00	"
寝まき	1 "	10.00 ~ 18.00	"	
雑貨	やかん	1ヶ	5.00 ~ 12.99	
	フライパン	1 "	8.00 ~ 15.00	
	ソートスパン	1 "	8.00 ~ 14.00	
	アイロン	1 "	26.00 ~ 58.00	
	石けん	1 "	0.49	
	歯みがき粉 チューブ入り	1本	1.24	
	ティッシュペーパー 200枚入	1箱	1.51	
肉魚	牛肉	1kg	4.95	スープ用
	"	"	7.99	Tボーン, ステーキ
	羊肉	"	4.95	Lamb Loinchops
	豚肉	"	6.99	Pork chops
	"	"	8.50	Pork Filet
	鶏肉	"	3.99	
	鶏ひき肉	"	4.15	
	ベーコン	"	5.20	
	鱈	"	7.80	
	黒正えび	"	7.00	
大はたて貝	"	11.50		
いか	"	9.30		
野菜果物	ジャガイモ	"	6.40	
			0.62	

分類	品名	量	価格	備考
野菜果物	人参	1 kg	0.59	
	玉ねぎ	1 kg	0.64	
	ナス	1 kg	1.85	
	トマト	1 kg	1.35	
	キャベツ	1 ケ	1.20	
	ネギ	1 束	0.69	
	インゲン	1 kg	1.15	
	キゅうり	1 ケ	0.30	
	ピーマン	1 kg	2.35	
	ブロッコリー	1 kg	2.68	
一般食品	米	10 kg	8.20	
	うどん粉	1 kg	0.79	
	食パン	680 g	0.87	
	食用油	1 ℓ	1.69	
	ミルク	1 ℓ	0.78	
	バター	250 g	0.82	
	卵	1 グース	1.69	
	砂糖	1 kg	0.68	
	アイスクリーム	2 ℓ	2.35	
	日本食品	醤油	1.8 ℓ	3.90
みそ		1 kg	3.80	
梅干		230 g 1パック	2.45	
緑茶		100 g	2.65	
ラーメン		1 袋	0.70 ~ 1.20	
酒・煙草	のり	1 粘	2.20	
	ワイン	750 ml/ビン	2.50 ~ 6.00	
	ウイスキー(スコッチ)	4 ℓ/箱入り	4.00 ~ 5.00	
	ビール	750 ml/ビン	12.80 ~ 15.75	
	タバコ	1 缶	1.00	
家庭電気製品	冷蔵庫	1 箱	1.20 ~ 1.50	
	洗濯機	260 ℓ	529	PHILIP製
	カラーテレビ	画面48cm	279 ~ 419	日立またはサンヨー
			559	東芝製

分 類	品 名	量	価 格	備 考
家庭電気品	カラーテレビ	画面34cm	379	サンヨー製
交通通信	電 気		34.0	4人家族 1ヶ月使用料
	電 話			
	市内通話	1回	0.12	平日・日中
	市外通話			
	Sydney-Canberra	1分当り	0.52	
	" Melbourne	"	0.65	
	Melbourne- Canberra	"	0.52	
	公衆電話	市内1回	0.20	
	ガソリン	1ℓ	0.45	
	タクシー	最短区間	0.40	
		基本料金	0.80	
		走行料金	1km当り	
		待時間料金	1時間当り	12.00
		地下鉄	最短区間	0.40
	新 部	1部	0.30 ~ 0.35	
	公 営 駐 車 場	1時間	0.20	
サービス 娯 楽	クリーニング背広上下	1着	6.20	
	ワイシャツ	1枚	1.45	
	スカート	1枚	3.10	
	ズボン	1本	3.10	
	男性理髪代		7.00	
	女性パーマメント		35.00 ~ 50.00	
	映画入場料		5.00 ~ 8.00	
	ゴルフ	1ラウンド	5.00 ~ 8.00	シドニー

5. 履歴書の書き方

人それぞれに異なるように履歴書の書き方も個々人の希望職種、もっている技能、資格、経験によって異なったものとなるでしょうし、またその個々人を受け入れる側の事業内容、受け入れ職種、その他によって、求職する人は、履歴書の書き方を工夫しなければなりません。つまり一般的な形式にとらわれず、自分を売りこむのに最も適した方法を見つけ、自由に書くのが良い。とくに技術については、修得機関と経験について詳細に記述することです。

次のレジメの見本は、日本人移住者にも大いに参考となると思われます。

ENGINEER

MARK BERGER
15 OVERLOOK DRIVE
CLIFTON, NEW JERSEY 07815
(201) 776-4232

PROFESSIONAL
EXPERIENCE:

- March 1974 - present CARNEY, INC., CLIFTON, NEW JERSEY
Manager of Logistics at the Corporate Transportation/Physical Distribution Division. Responsibilities include systems analysis, logistic planning, facilities design, development and implementation of major improvement projects; specialize in the areas of cost reduction and analytical statistics.
- February 1973 - February 1974 AGAR ALUMINUM, TEL AVIV, ISRAEL
Project Engineer. Responsibilities include production control, methods, cost benefit analysis, and supervision of projects through all phases of production.
- January 1972 - February 1973 BARKER'S INSTRUMENTS, INC., NYACK, NEW YORK
Apprenticeship program specializing in production of high precision components for the aerospace industry utilizing computerized Numerical Control equipment.

EDUCATION: NEW YORK UNIVERSITY, NEW YORK,
NEW YORK
M.S. in Industrial Engineering and
Operation Research, 1973

"TECHNION" - Tel Aviv Institute of
Technology B.S. in Industrial
Engineering and Computer Science,
1966-1970

SPECIALTIES: Computer Science and Operation
Research with respect to production
planning, systems analysis, system
design and management controls,
using computer applications and
simulation techniques.

OBJECTIVES: To engage in an established and
highly sophisticated Engineering/
Management Department where there
is an opportunity for potential
development and growth.

PERSONAL DATA: Birthdate: 4/10/45.
Marital Status: Married.
Draft Status: 1962-1965 Israeli
Military Force. Captain in Tank
Force, in command of a Company.
Responsibilities included complete
health and welfare, limited
strategic decision making, complete
maintenance of tanks, equipment and
guns.

References on request.

LABORATORY TECHNICIAN

Harry R. Leason
6789 Vander Drive
Lemon Grove,
California 92045

Date of Birth: 5-7-47
Married: 3 children
5'9" -- 155 lbs.
Will relocate

(805) 657-8934

Job Objective: Senior Laboratory Technician

EXPERIENCE:

Ace-Hunt Pet Food Company,
Fullerton, California

Skilled
Technician
1969-1979

Carried out specialized, complex, non-repetitive experiments requiring extensive knowledge of the technology involved. Performed routine experiments, operated experimental equipment, and produced experimental samples of materials according to established quality standards. Assigned to lead a group of less experienced technicians (college recruits) in specific assignments. Communicated results of assignments within the established format.

Laboratory
Technician
1967-1969

Performed varied routine tests required and prepared samples. Set up and operated laboratory equipment such as colorimeter, spectrophotometer, refractometer, microscopes, mixers, dryers, grinders, filters

and the enlarging and contact apparatus for photographic work.

Laboratory
Assistant
1965-1967

Worked under the supervision of the Group Leader performing simple chemical and physical test routines. Assisted in the assembly and set up of equipment; prepared standard test solutions and regimens; recorded test data; and as required, performed routine detailed work in the research and development laboratories as requested by the professional staff. Kept laboratory clean and in good order and handled and cared for small animals.

EDUCATION:

Lemon Grove High School. Received diploma in 1965.
Won Lemon Grove Science Competition Award in 1963.

REFERENCES:

On request.

METALLURGIST:

GEORGE W. WILLIAMS Date of Birth: November 8,
244 Washington Boulevard 1946
Flushing, New York 11304 Height: 5'11-1/2"
212-492-6490 Weight: 185 lbs.
Marital Status: Married

OBJECTIVE: To obtain position in supervisory
 capacity with Metallurgical
 Laboratory.

EXPERIENCE:

1/75-Date Technical Advisor and Editor,
 Scientific Journal of America, New
 York, N.Y. Write and edit articles
 on latest developments and innova-
 tions in ferrous industries; conduct
 in-field research for collection of
 data for feature articles; public
 relations responsibilities with
 domestic industries related to
 metallurgical processes.

5/72-1/75 Production Supervisor, Metallurgical
 Division, CITOR Chemical Laborato-
 ries, White Plains, N.Y. Conducted
 quality control checks on Chemical,
 Physical Metallurgy, Metallography
 regarding future production require-
 ments; handled customer complaints
 with respect to both metallurgical
 and non-metallurgical process devia-
 tions; ordered all supplies neces-
 sary to heat treating; supervised

and scheduled assignments of laboratory technicians and production workers.

8/67-5/70

Metallurgical Trainee, Allison Steel Works, Pittsburgh, Pa. Trained in metallurgical aspects of metal defect reduction, non-destructive testing, chemical analysis development and implementation of processes involving physical testing, cost reduction; gained experience in Quality Control, including statistics control charts, and developed skills in both metallurgical and non-metallurgical process deviations. Assisted in supervision of eight laboratory technicians.

EDUCATION:

B.S. in Metallurgical Engineering, June, 1967, Wheeling University, Pennsylvania.

PROFESSIONAL SOCIETIES:

Member of American Society of Mining Engineers, American Metallurgist Society, Institute of Metallurgical Engineering.

INTERESTS:

Skiing, boating, camping, writing for technical journals.

REFERENCES:

Furnished on request.

SYSTEMS ANALYST:

Kevin J. Hutchins
69 Marrietta Drive
Dallas, Texas 75234

Born: May 16, 1950
Height: 5'11"
Weight: 151 lbs.
Single

Telephone: (214) 459-9345

Job Objective: Systems Analyst

EXPERIENCE:

1974-1979 Programmer Supervisor
Hartman Oil Company Dallas, Texas

Writes computer programs, developing block diagrams, utilizing available software and operating systems, and coding machine instructions.

Originates block diagrams, working from outlines of proposed systems, develops file sizes, programming specifications. Determines appropriate use of tape or disk files, printer, etc. Selects in-house software or sub-routines to run in connection with program.

Writes machine instructions, tests, debugs, and assembles program. Documents overall system and develops data control procedures. Advises and instructs less experienced programmers and prepares operating instructions.

1970-1974

Programmer
Live Oak Electronics Houston, Texas

As a trainee for six months, became proficient in COBOL programming. Coded well-defined systems logic flow charts into computer machine instructions using COBOL. Coded sub-routines following specifications, file size parameters, block diagrams. Performed maintenance tasks and patching to established, straightforward programs. Documented all programs as completed. Tested, debugged and assembled programs.

EDUCATION:

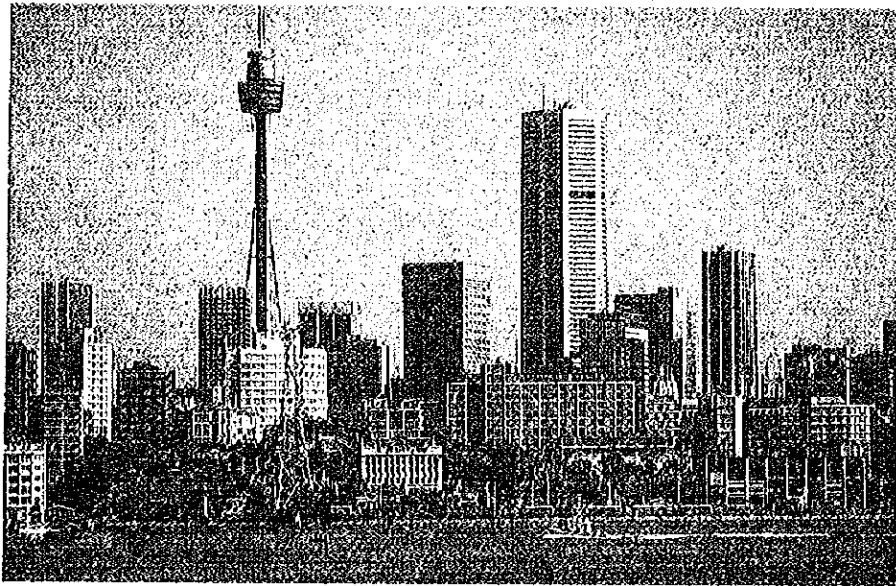
Levitt High School, Temple, Texas -
Graduated 1968.
Houston Community College -
1968-1970. Completed two-year
course.

REFERENCES:

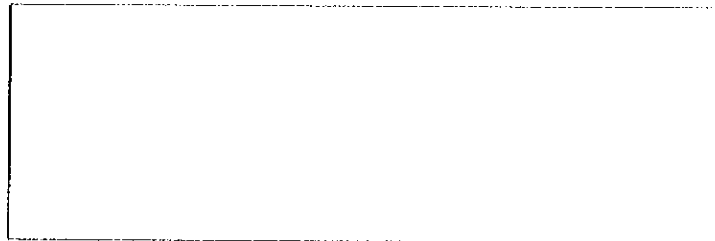
Provided on request.

6. 国際協力事業団国内機関一覧

機 関	〒	所 在 地	電 話
移住事業部 国内事業課	160	東京都新宿区西新宿2-1 私書箱216号(新宿三井ビル内)	03-346-5349
(付属機関) 海外移住 センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045-751-1121~5
海外移住 研修所	371 -02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字 溝ノ口4114	0272-83-3225
(国内支部) 北海道支部	060	札幌市中央区北一条西5 (北一条ビル内)	011-221-6661
東北支部	980	仙台市一番町一丁目3番1号 (日本生命仙台ビル8F)	0222-23-5151
関東支部	160	東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)	03-359-8281
中部支部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)	052-221-7103
関西支部	530	大阪市北区堂島二丁目2番2号 (近鉄堂島ビル8F)	06-345-3621~4
中国支部	730	広島市中区中町7番32号 (日本生命広島ビル8F)	0822-47-2851
四国支部	760	高松市番町5-1-24 (観光ビル内)	0878-33-0901
九州支部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092-451-3380
熊本出張所	860	熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	096-322-1315 1316
沖縄支部	900	那覇市西3-10-102	0988-68-0136



海外移住のご相談は……



国際協力事業団

東京都新宿区西新宿2-1私書箱216号(新宿三井ビル内)
電話 (346) 5349 (直)

1934. 1 - 10.00v

